東紀州地域
循環型社会形成推進地域計画

尾鷲市
熊野市
紀北町
御浜町
紀宝町
東紀州環境施設組合

令和２年　１１月
（令和３年　４月変更）
（令和４年　１月変更）
（令和４年１２月変更）
（令和５年　４月変更）
（令和５年１１月変更）
（令和６年　４月変更）
（令和６年１１月変更）

目　　次

１．　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項..... 1
（１）対象地域 1
（２）計画期間 2
（３）基本的な方向 2
（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況..... 2
（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容..... 3
２．　循環型社会形成推進のための現状と目標..... 3
（１）一般廃棄物等の処理の現状..... 3
（２）生活排水の処理の現状..... 6
（３）一般廃棄物等の処理の目標..... 10
（４）生活排水の処理の目標..... 16
３．　施策の内容 22
（１）発生抑制、再使用の推進..... 22
（２）処理体制 23
（３）処理施設等の整備..... 26
（４）処理施設整備に関する計画支援事業..... 27
（５）その他の施策 28
４．　計画のフォローアップと事後評価..... 28
（１）計画のフォローアップ..... 28
（２）事後評価及び計画の見直し..... 28

別添資料
様式１　循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表１
様式２　循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表２
様式３　地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
参考資料様式２　施設概要（エネルギー回収施設系）
参考資料様式７　施設概要（浄化槽系）
参考資料様式８　計画支援概要
添付資料１　対象地域図
添付資料２　トレンドグラフ
添付資料３　分別区分説明資料
添付資料４　現有施設の概要
添付資料５　浄化槽区域図

１．地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（１）対象地域

構成市町村名　　尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

面　　積　　９９０．３５ ㎢

人　　口　　６９，６５５人（令和１年10月１日現在）

（内訳）

市町村名	尾鷲市	熊野市	紀北町	御浜町	紀宝町	合計
面積（㎢）	192.71	373.35	256.54	88.13	79.62	990.35
人口（人）	17,649	16,746	15,829	8,511	10,920	69,655

地域名：山村振興地域、半島振興地域、過疎地域

人　口：住民基本台帳（令和元年10月１日現在）より

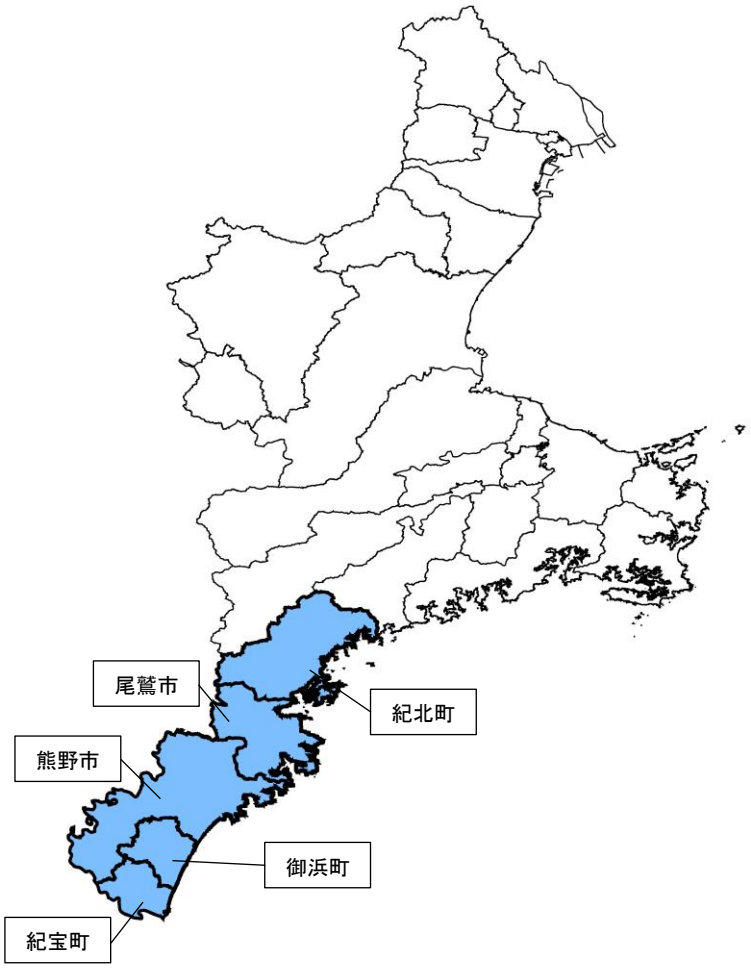

図１　５市町の行政区域及び対象地域

（２）計画期間

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。なお、上記期間内に完了しない事業については、次の計画を定め引き続き行うものとする。また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（３）基本的な方向

東紀州地域は、三重県の南部に位置し、奈良県と和歌山県に接している。世界遺産である熊野古道をはじめとし、古くから自然と歴史が豊かな地域であり、宿泊業や飲食業など観光関連産業が盛んである。また、農林水産業など地域に根差した産業を中心とした経済圏・文化圏が形成されている。

一般廃棄物の処理形態については、各市町で異なっている。尾鷲市の可燃ごみは、尾鷲市清掃工場で焼却処理されている。熊野市の可燃ごみは、市街地においては熊野市クリーンセンターで焼却処理されている一方、熊野市紀和地域の可燃ごみは、南牟婁清掃施設組合の紀南清掃センターでＲＤＦ化（ごみ固形燃料化）処理されている。また、南牟婁清掃施設組合においては、御浜町、紀宝町の可燃ごみも同様に処理が行われている。紀北町の可燃ごみは、紀北町の各リサイクルセンターでＲＤＦ化処理されている。また、資源ごみについては、各市町でリサイクルセンターや生ごみ堆肥化施設、業者委託によりリサイクルされている。なお、2019 年 9 月 17 日をもってＲＤＦを受入れている三重ごみ固形燃料発電所の発電事業が終了したことから、紀北町及び南牟婁清掃施設組合においては対応を進めているところである。各市町においては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となる品目の分別収集を行い、また、可燃ごみ処理においても、広域化に向けた取り組みを進めるなど循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

また、生活排水については、各市町においては単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を積極的に促進し、水洗化率の向上を図っている。なお、御浜町に関しては、一部地域において公共下水道が整備されている。

（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町の 5 市町では、各市町における施設の老朽化等を踏まえ、より効率的なごみ処理体制の構築という共通した認識のもと、2012 年度より可燃ごみの広域ごみ処理施設整備に向けた検討を進めてきた。

2019 年 4 月には東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会を設立、2021 年 4 月には一部事務組合を設立し、更なる検討を進めているところである。

今後、三重県が策定した「三重県ごみ処理広域化計画」の見直しをする際には、東紀州地域の広域的な処理体制の構築について意見調整を行うものとする。

（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう広報誌等で啓発・情報提供を行う。

容器包装プラスチックなどの資源プラスチックを除くプラスチックごみについては、焼却等の処理を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

２．循環型社会形成推進のための現状と目標

（１）一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の 5 市町の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりである。なお、各市町の排出、処理状況は図 3～7 に示すとおりである。

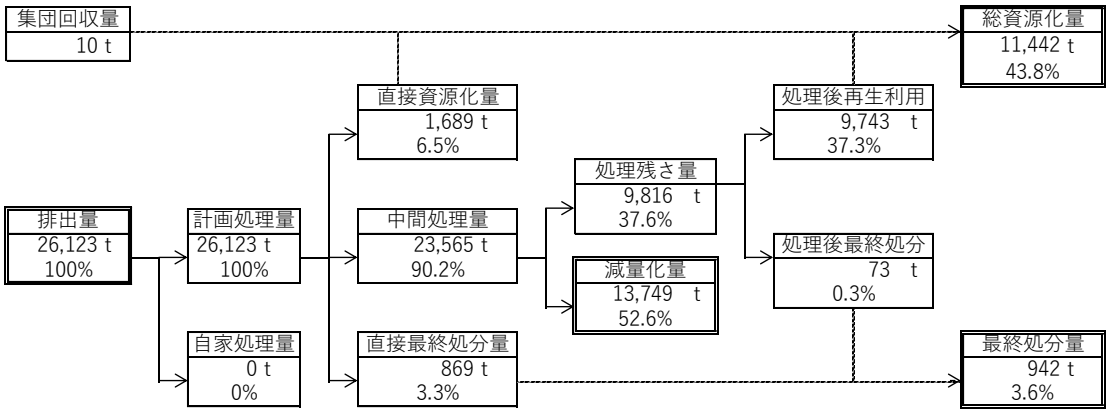

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図２　一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 5 市町）

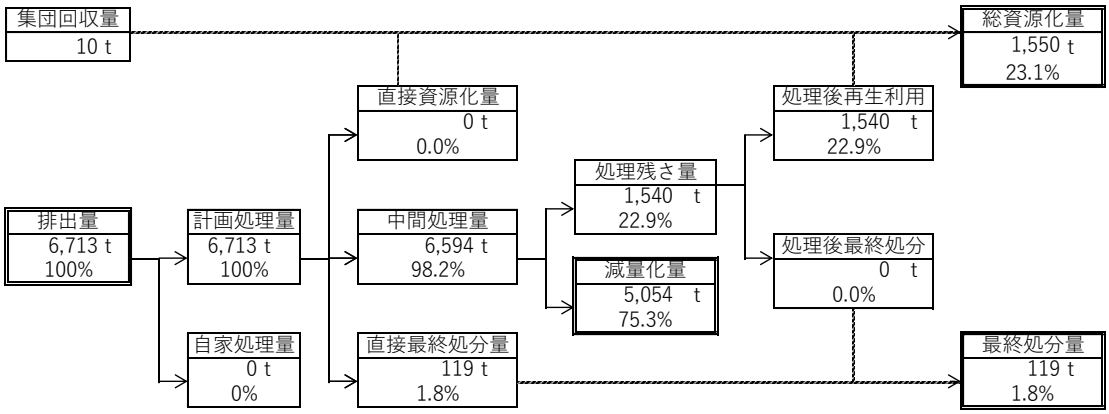

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図３　一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 尾鷲市）

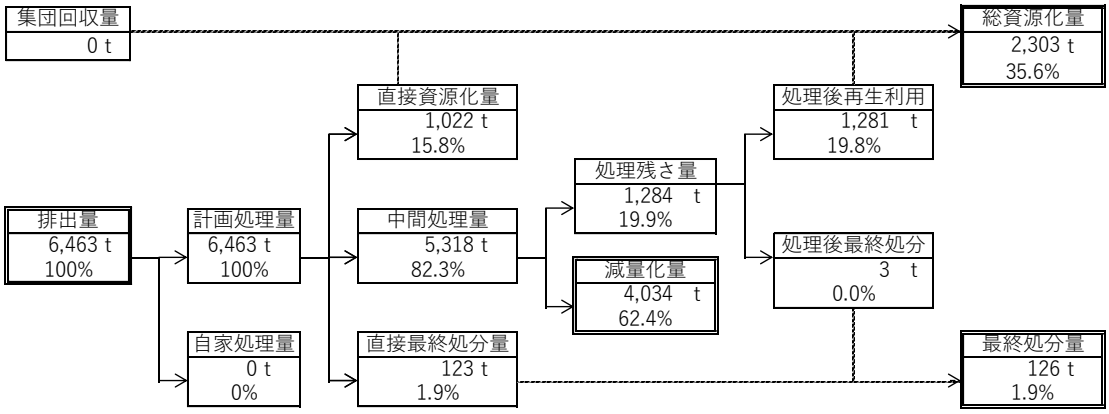

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図４　一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 熊野市）

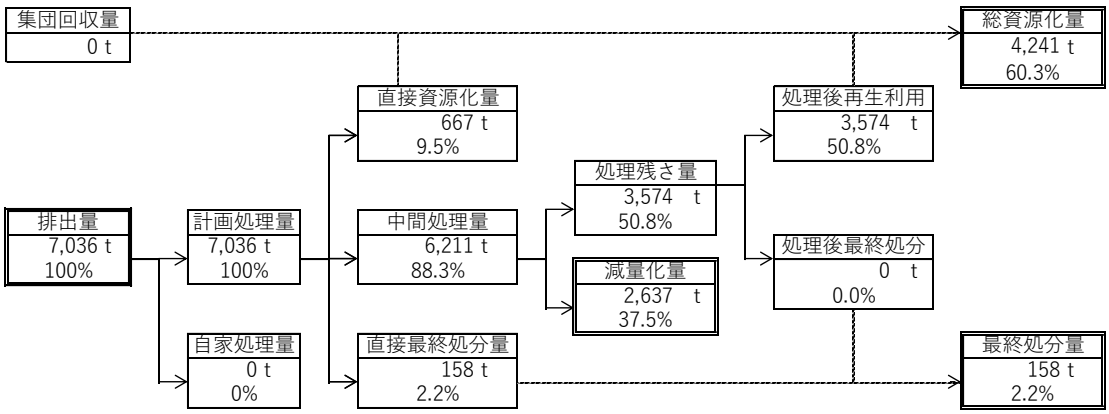

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図５　一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 紀北町）

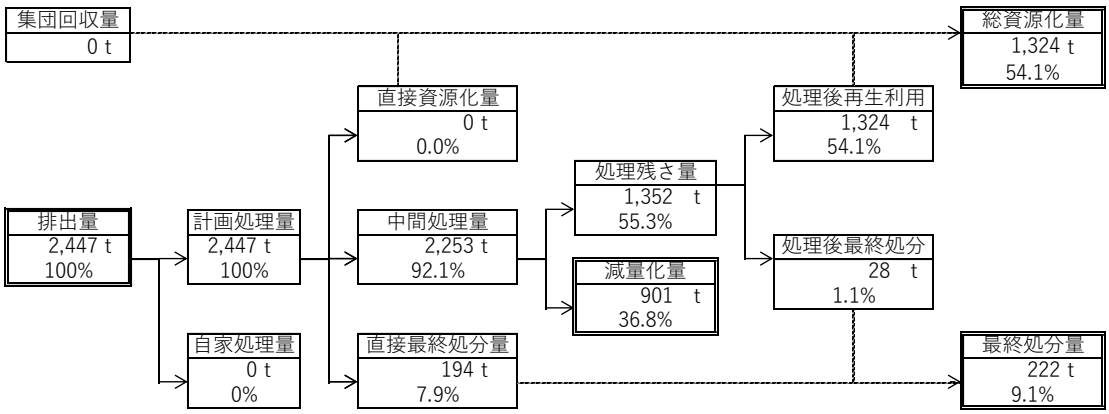

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 6　一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 御浜町）

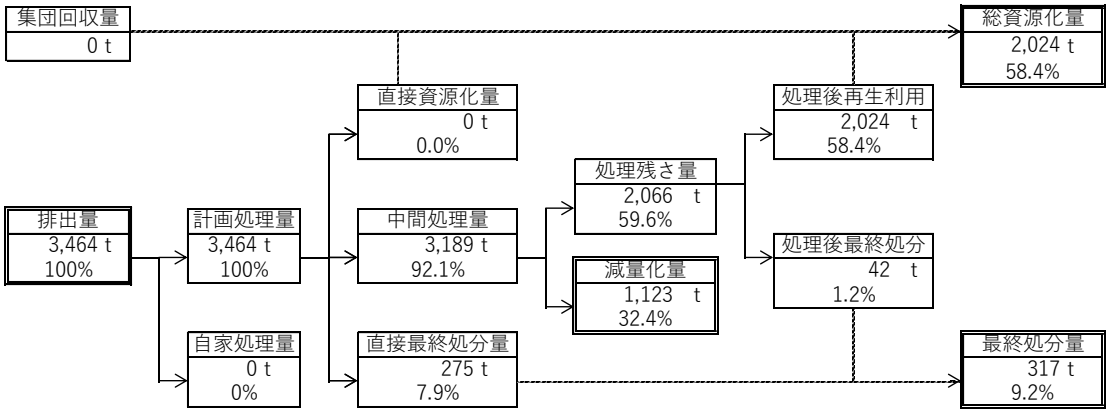

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 7　一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 紀宝町）

（２）生活排水の処理の現状

令和元年度の生活排水の処理状況及びし尿･汚泥等の排出量は図８のとおりである。なお、各市町の排出量は図 9～13 に示すとおりである。

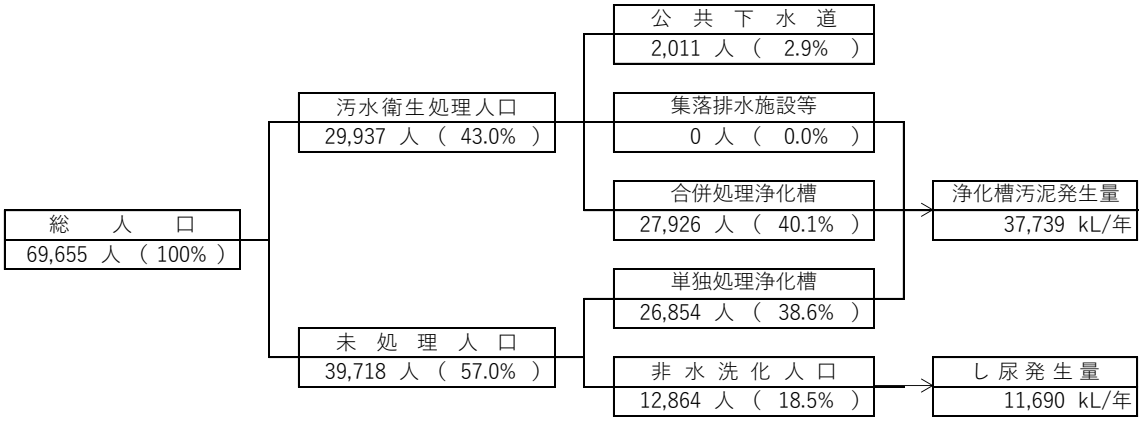

※　汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図８　生活排水の処理状況フロー（令和元年度 5 市町）

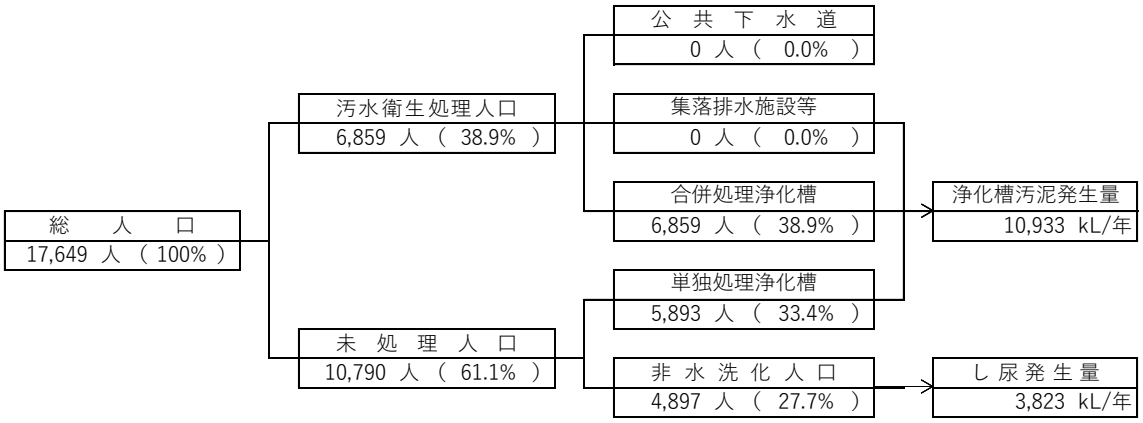

※　汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 9　生活排水の処理状況フロー（令和元年度 尾鷲市）

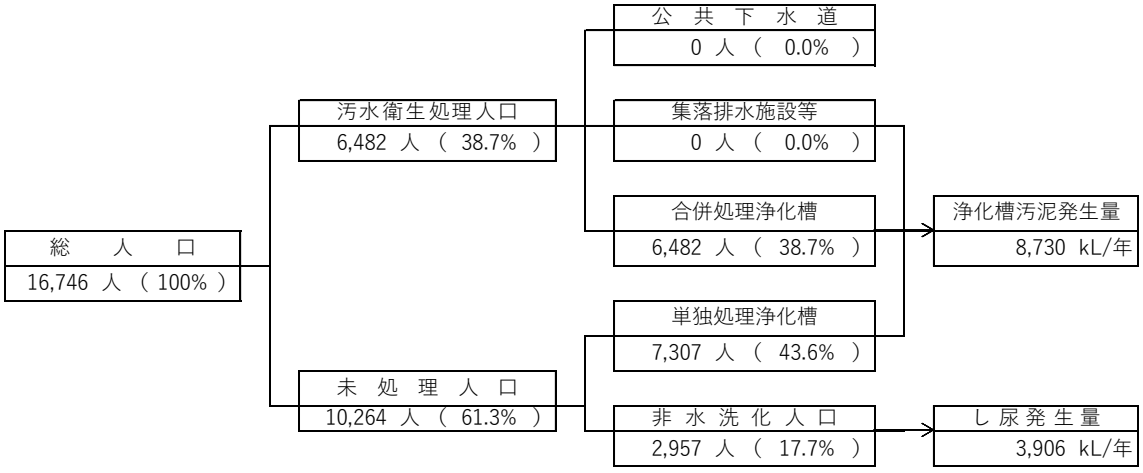

※　汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 10　生活排水の処理状況フロー（令和元年度 熊野市）

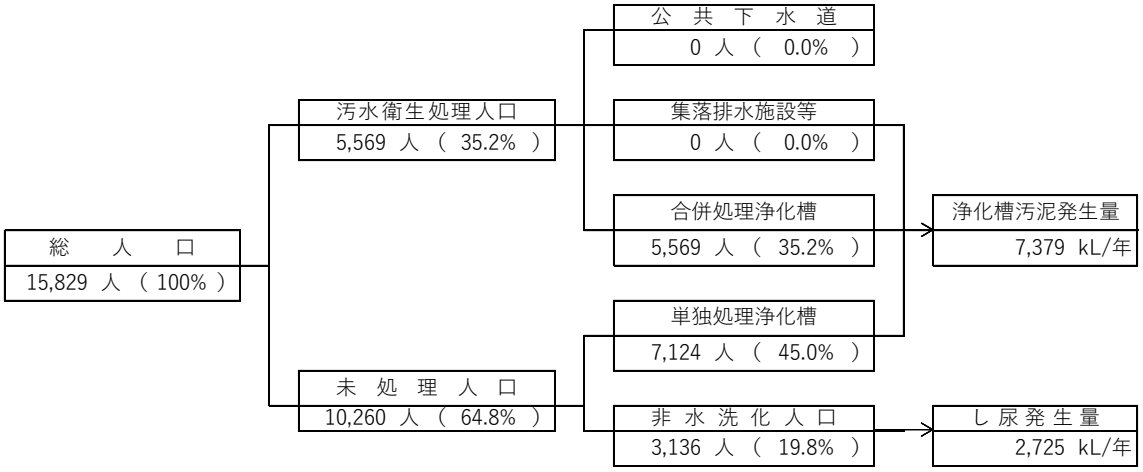

※　汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 11　生活排水の処理状況フロー（令和元年度 紀北町）

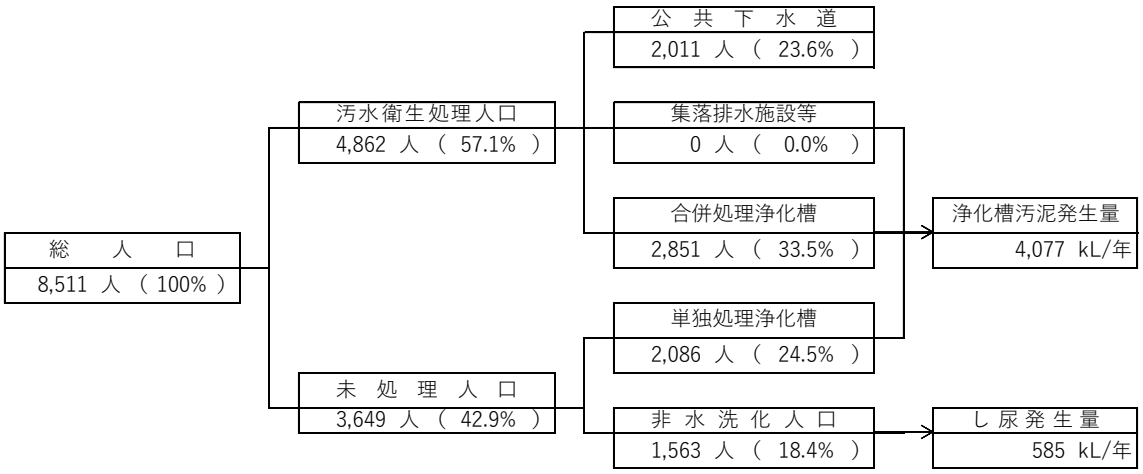

※　汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 12　生活排水の処理フロー（令和元年度 御浜町）

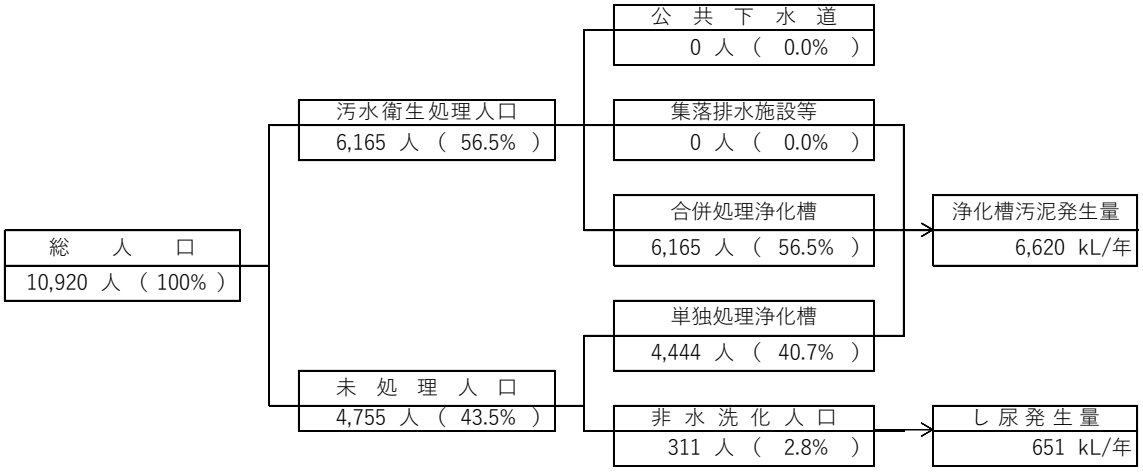

※　汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 13　生活排水の処理状況フロー（令和元年度 紀宝町）

（３）一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表１のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表１　減量化、再生利用に関する現状と目標（５市町）

指標・単位		現状（割合※1）（令和元年度）	目標（割合※1）（令和8年度）
排出量	事業系　総排出量	5,050 t	4,551 t （ -9.9% ）
	1事業所当たりの排出量※2	1.1 t/事業所	1.2 t/事業 （ 9.1% ）
	生活系　総排出量	21,073 t	17,586 t （ -16.5% ）
	1人当たりの排出量※3	245 kg/人	239 kg/人 （ -2.4% ）
	合計　事業系生活系排出量の合計	26,123 t	22,137 t （ -15.3% ）
再生利用量	直接資源化量	1,689 t （ 6.5% ）	1,392 t （ 6.3% ）
	総資源化量	11,442 t （ 43.8% ）	9,618 t （ 43.4% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	―	―
減量化量	中間処理による減量化	13,749 t （ 52.6% ）	11,742 t （ 53.0% ）
最終処分量	埋立最終処分量	942 t （ 3.6% ）	790 t （ 3.6% ）

※１　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※２　（１事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量)｝／（事業所数）

※３　（１人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量)｝／（人口）

《 用語の定義 》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWｈ〕及び熱利用量[単位：ＧＪ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

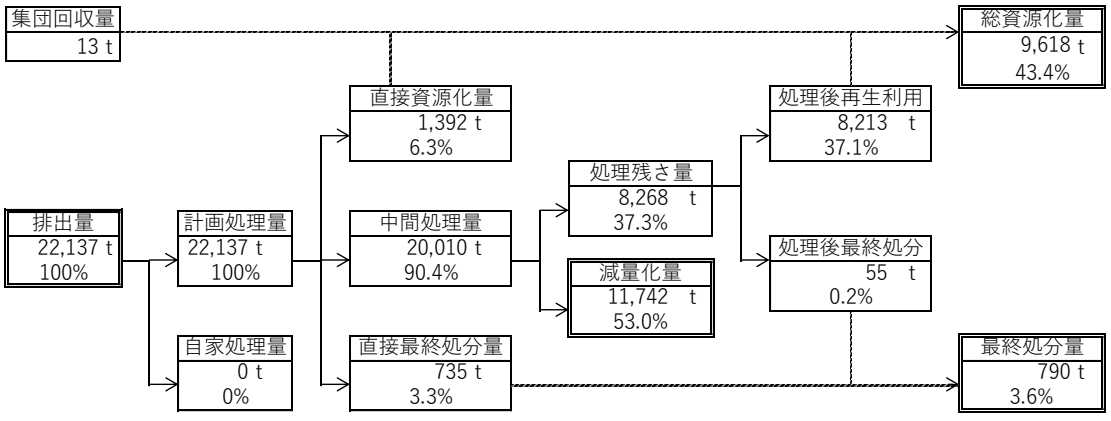

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 14　目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和８年度 ５市町）

表２　減量化、再生利用に関する現状と目標（尾鷲市）

指標・単位		現状（割合※1）（令和元年度）	目標（割合※1）（令和8年度）
排出量	事業系　総排出量	1,532 t	1,262 t （ -17.6% ）
	1事業所当たりの排出量※2	1.1 t/事業所	1.1 t/事業 （ 0.0% ）
	生活系　総排出量	5,181 t	4,242 t （ -18.1% ）
	1人当たりの排出量※3	242 kg/人	240 kg/人 （ -0.8% ）
	合計　事業系生活系排出量の合計	6,713 t	5,504 t （ -18.0% ）
再生利用量	直接資源化量	0 t （ 0.0% ）	0 t （ 0.0% ）
	総資源化量	1,550 t （ 23.1% ）	1,271 t （ 23.0% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	―	―
減量化量	中間処理による減量化	5,054 t （ 75.3% ）	4,154 t （ 75.5% ）
最終処分量	埋立最終処分量	119 t （ 1.8% ）	92 t （ 1.7% ）

※１　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※２　（１事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量)｝／（事業所数）

※３　（１人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量)｝／（人口）

《 用語の定義 》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：ＭＷｈ〕及び熱利用量[単位：ＧＪ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

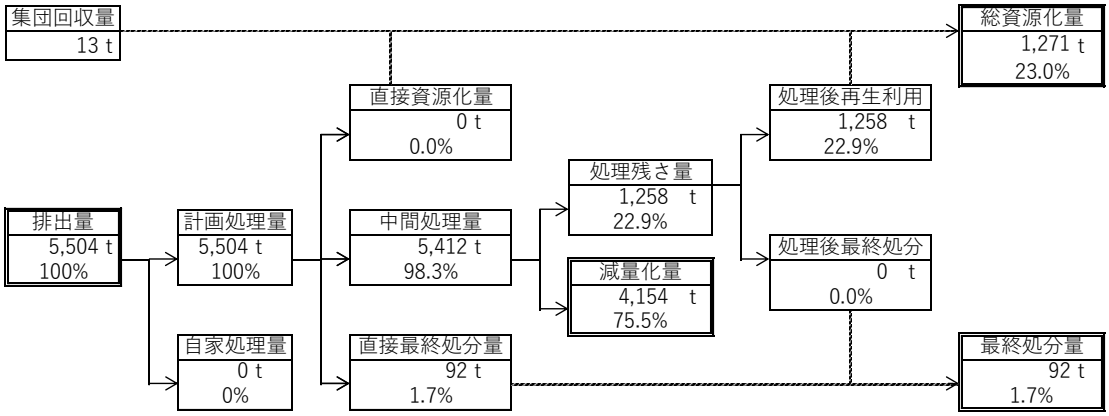

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 15　目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和８年度 尾鷲市）

表３　減量化、再生利用に関する現状と目標（熊野市）

指標・単位		現状（割合※1）（令和元年度）	目標（割合※1）（令和8年度）
排出量	事業系　総排出量	1,202 t	1,110 t　（ -7.7% ）
	1事業所当たりの排出量※2	1.0 t/事業所	1.1 t/事業　（ 10.0% ）
	生活系　総排出量	5,261 t	4,263 t　（ -19.0% ）
	1人当たりの排出量※3	253 kg/人	245 kg/人　（ -3.2% ）
	合計　事業系生活系排出量の合計	6,463 t	5,373 t　（ -16.9% ）
再生利用量	直接資源化量	1,022 t　（ 15.8% ）	821 t　（ 15.3% ）
	総資源化量	2,303 t　（ 35.6% ）	1,834 t　（ 34.1% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	―	―
減量化量	中間処理による減量化	4,034 t　（ 62.4% ）	3,431 t　（ 63.9% ）
最終処分量	埋立最終処分量	126 t　（ 1.9% ）	108 t　（ 2.0% ）

※１　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※２　（１事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量)｝／（事業所数）

※３　（１人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量)｝／（人口）

《 用語の定義 》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：ＭＷｈ〕及び熱利用量[単位：ＧＪ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

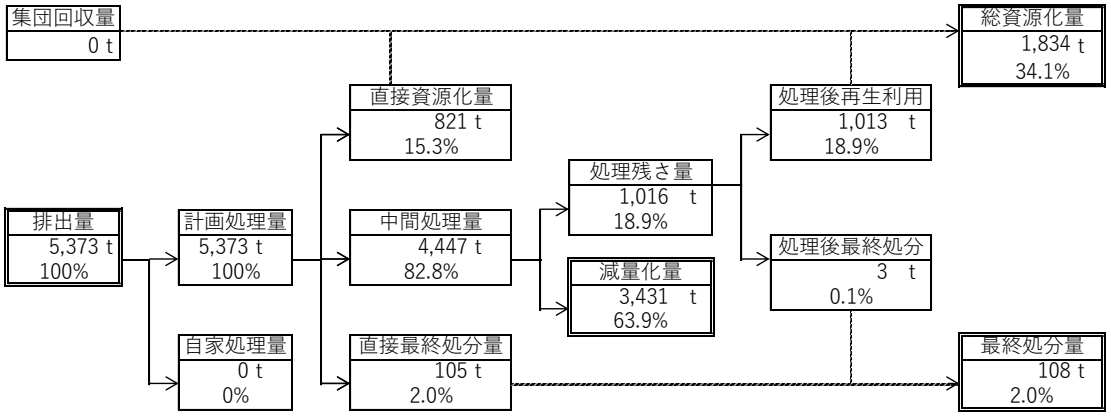

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 16　目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和８年度 熊野市）

表４　減量化、再生利用に関する現状と目標（紀北町）

指標・単位		現状（割合※1） （令和元年度）	目標（割合※1） （令和8年度）
排出量	事業系　総排出量	1,867 t	1,752 t　（ -6.2% ）
	1事業所当たりの排出量※2	1.9 t/事業所	2.1 t/事業　（ 10.5% ）
	生活系　総排出量	5,169 t	4,340 t　（ -16.0% ）
	1人当たりの排出量※3	274 kg/人	269 kg/人　（ -1.8% ）
	合計　事業系生活系排出量の合計	7,036 t	6,092 t　（ -13.4% ）
再生利用量	直接資源化量	667 t　（ 9.5% ）	571 t　（ 9.4% ）
	総資源化量	4,241 t　（ 60.3% ）	3,593 t　（ 59.0% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	―	―
減量化量	中間処理による減量化	2,637 t　（ 37.5% ）	2,362 t　（ 38.8% ）
最終処分量	埋立最終処分量	158 t　（ 2.2% ）	137 t　（ 2.2% ）

※１　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※２　（１事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量)｝／（事業所数）

※３　（１人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量)｝／（人口）

《 用語の定義 》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：ＭＷｈ〕及び熱利用量[単位：ＧＪ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

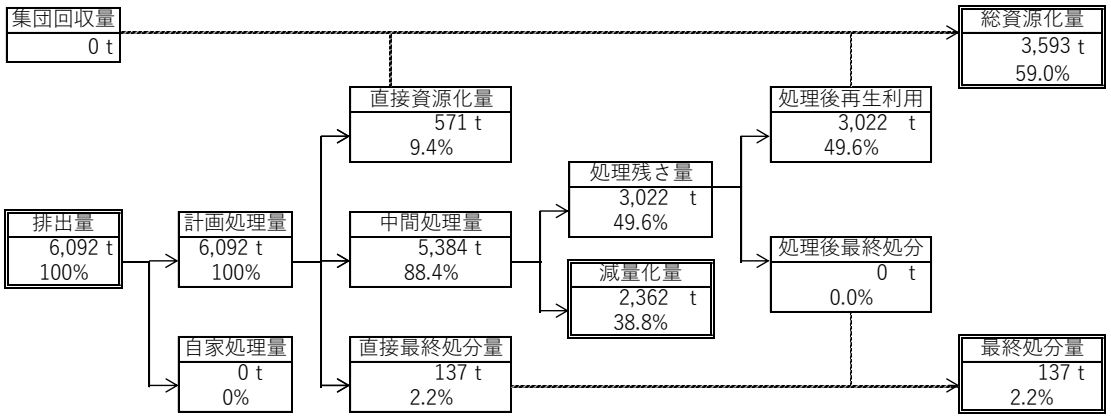

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 17　目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和８年度 紀北町）

表５　減量化、再生利用に関する現状と目標（御浜町）

指標・単位		現状（割合※1）（令和元年度）	目標（割合※1）（令和8年度）
排出量	事業系　総排出量	266 t	245 t　（ -7.9% ）
	1事業所当たりの排出量※2	0.5 t/事業所	0.6 t/事業　（ 20.0% ）
	生活系　総排出量	2,181 t	1,866 t　（ -14.4% ）
	1人当たりの排出量※3	189 kg/人	180 kg/人　（ -4.8% ）
	合計　事業系生活系排出量の合計	2,447 t	2,111 t　（ -13.7% ）
再生利用量	直接資源化量	0 t　（ 0.0% ）	0 t　（ 0.0% ）
	総資源化量	1,324 t　（ 54.1% ）	1,153 t　（ 54.6% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	―	―
減量化量	中間処理による減量化	901 t　（ 36.8% ）	780 t　（ 36.9% ）
最終処分量	埋立最終処分量	222 t　（ 9.1% ）	178 t　（ 8.4% ）

※１　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※２　（１事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量)｝／（事業所数）

※３　（１人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量)｝／（人口）

《 用語の定義 》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：ＭＷｈ〕及び熱利用量[単位：ＧＪ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

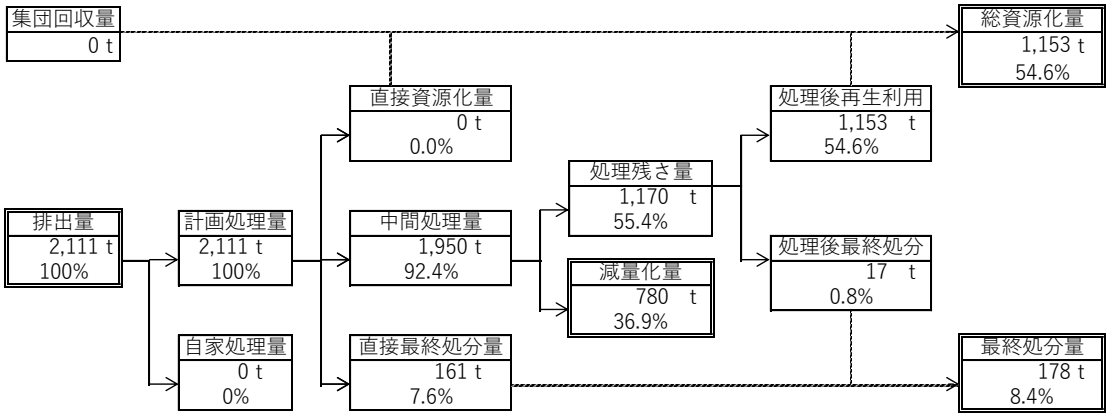

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 18　目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和８年度 御浜町）

表６　減量化、再生利用に関する現状と目標（紀宝町）

指標・単位		現状（割合※1）（令和元年度）	目標（割合※1）（令和8年度）
排出量	事業系　総排出量	183 t	182 t （ -0.5% ）
	1事業所当たりの排出量※2	0.4 t/事業所	0.4 t/事業 （ 0.0% ）
	生活系　総排出量	3,281 t	2,875 t （ -12.4% ）
	1人当たりの排出量※3	242 kg/人	233 kg/人 （ -3.7% ）
	合計　事業系生活系排出量の合計	3,464 t	3,057 t （ -11.7% ）
再生利用量	直接資源化量	0 t （ 0.0% ）	0 t （ 0.0% ）
	総資源化量	2,024 t （ 58.4% ）	1,767 t （ 57.8% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	―	―
減量化量	中間処理による減量化	1,123 t （ 32.4% ）	1,015 t （ 33.2% ）
最終処分量	埋立最終処分量	317 t （ 9.2% ）	275 t （ 9.0% ）

※１　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※２　（１事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量)｝／（事業所数）

※３　（１人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量)｝／（人口）

《 用語の定義 》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：ＭＷｈ〕及び熱利用量[単位：ＧＪ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

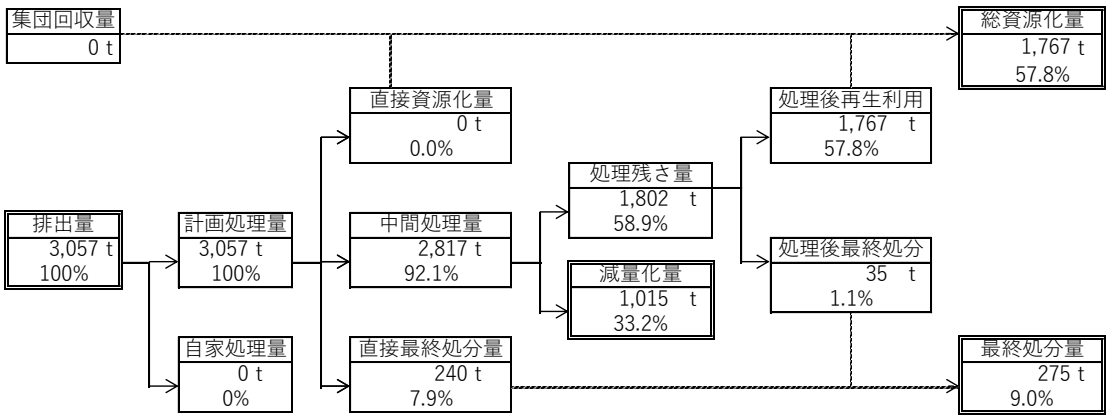

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 19　目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和８年度 紀宝町）

（4）生活排水の処理の目標

生活排水処理については表 7 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 7　生活排水処理に関する現状と目標（5 市町）

項　目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	2,011 人 （ 2.9% ）	1,924 人 （ 3.2% ）
	農業集落排水施設等	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	合併処理浄化槽	27,926 人 （ 40.1% ）	30,951 人 （ 51.7% ）
	未処理人口	39,718 人 （ 57.0% ）	27,046 人 （ 45.1% ）
	合計	69,655 人 （ 100.0% ）	59,921 人 （ 100.0% ）
し尿・汚泥の量	浄化槽汚泥発生量	37,739 kl	35,266 kl
	し尿発生量	11,690 kl	7,432 kl
	合計	49,429 kl	42,698 kl ※

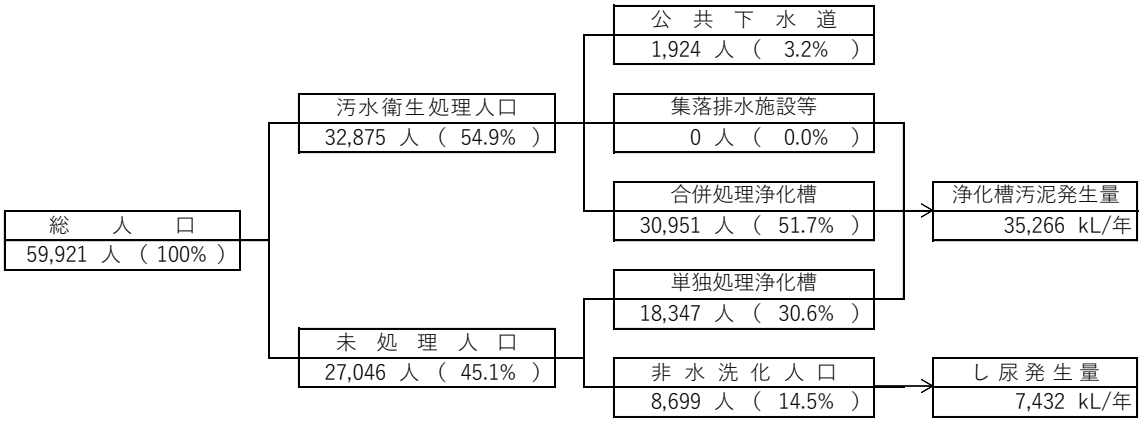

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 20　目標年度の生活排水処理フロー（令和 8 年度 5 市町）

表８　生活排水処理に関する現状と目標（尾鷲市）

項　目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	農業集落排水施設等	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	合併処理浄化槽	6,859 人 （ 38.9% ）	7,528 人 （ 50.7% ）
	未処理人口	10,790 人 （ 61.1% ）	7,319 人 （ 49.3% ）
	合計	17,649 人 （ 100.0% ）	14,847 人 （ 100.0% ）
し尿・汚泥の量	浄化槽汚泥発生量	10,933 kl	10,503 kl
	し尿発生量	3,823 kl	2,329 kl
	合計	14,756 kl	12,832 kl ※

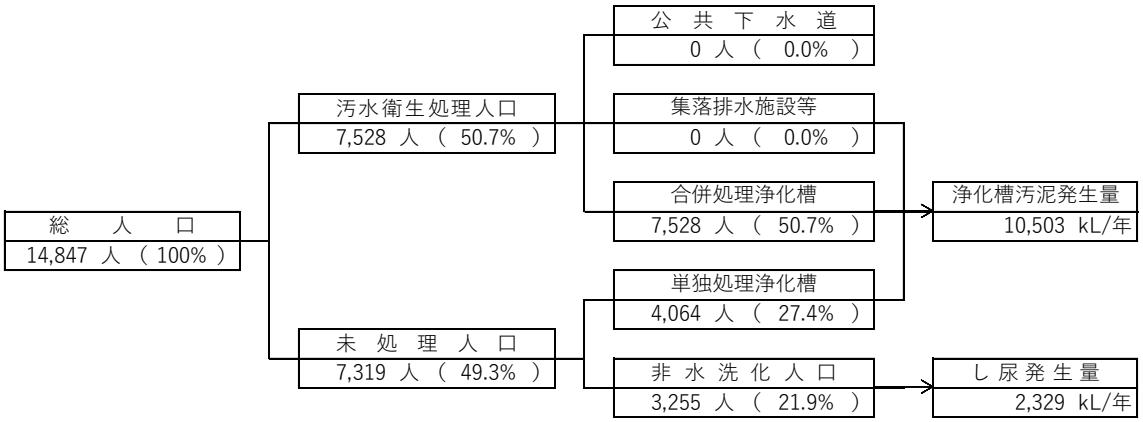

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 21　目標年度の生活排水処理フロー（令和８年度 尾鷲市）

表 9　生活排水処理に関する現状と目標（熊野市）

項　目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	農業集落排水施設等	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	合併処理浄化槽	6,482 人 （ 38.7% ）	6,944 人 （ 49.4% ）
	未処理人口	10,264 人 （ 61.3% ）	7,111 人 （ 50.6% ）
	合計	16,746 人 （ 100.0% ）	14,055 人 （ 100.0% ）
し尿・汚泥の量	浄化槽汚泥発生量	8,730 kl	7,318 kl
	し尿発生量	3,906 kl	2,602 kl
	合計	12,636 kl	9,920 kl ※

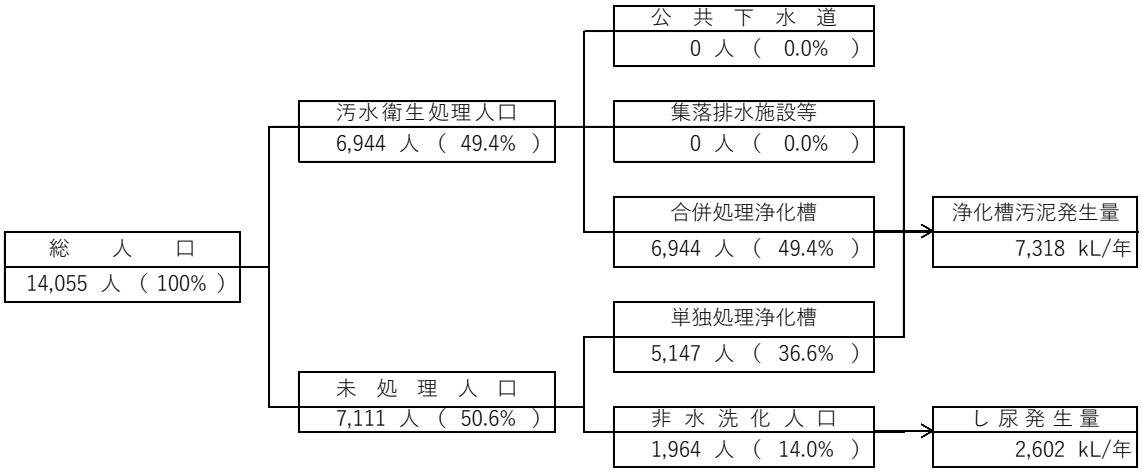

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 22　目標年度の生活排水処理フロー（令和 8 年度 熊野市）

表 10　生活排水処理に関する現状と目標（紀北町）

項　目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	農業集落排水施設等	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	合併処理浄化槽	5,569 人 （ 35.2% ）	6,164 人 （ 45.7% ）
	未処理人口	10,260 人 （ 64.8% ）	7,324 人 （ 54.3% ）
	合計	15,829 人 （ 100.0% ）	13,488 人 （ 100.0% ）
し尿・汚泥の量	浄化槽汚泥発生量	7,379 kl	7,185 kl
	し尿発生量	2,725 kl	1,844 kl
	合計	10,104 kl	9,029 kl

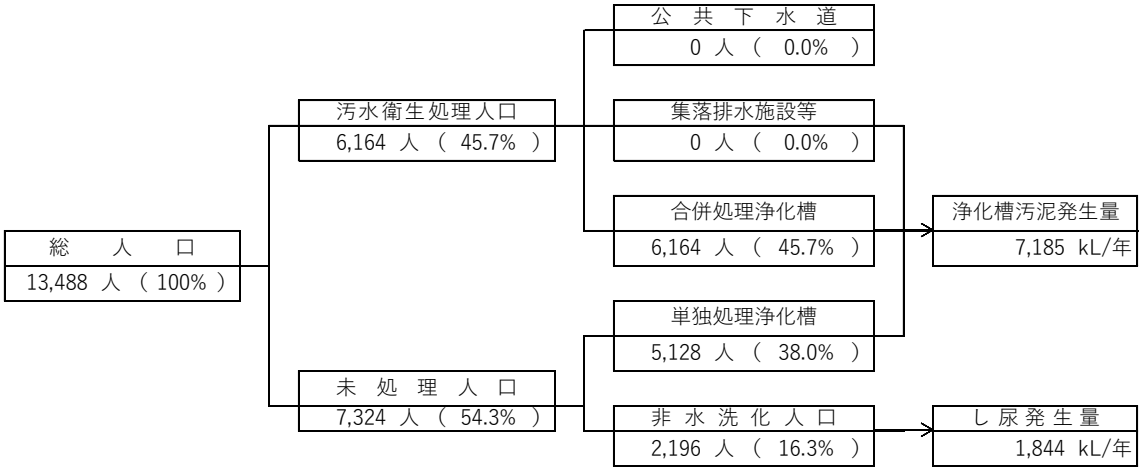

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 23　目標年度の生活排水処理フロー（令和 8 年度 紀北町）

表 11　生活排水処理に関する現状と目標（御浜町）

項　目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	2,011 人 （ 23.6% ）	1,924 人 （ 25.1% ）
	農業集落排水施設等	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	合併処理浄化槽	2,851 人 （ 33.5% ）	3,055 人 （ 39.9% ）
	未処理人口	3,649 人 （ 42.9% ）	2,676 人 （ 35.0% ）
	合計	8,511 人 （ 100.0% ）	7,655 人 （ 100.0% ）
し尿・汚泥の量	浄化槽汚泥発生量	4,077 kl	3,910 kl
	し尿発生量	585 kl	424 kl
	合計	4,662 kl	4,334 kl ※

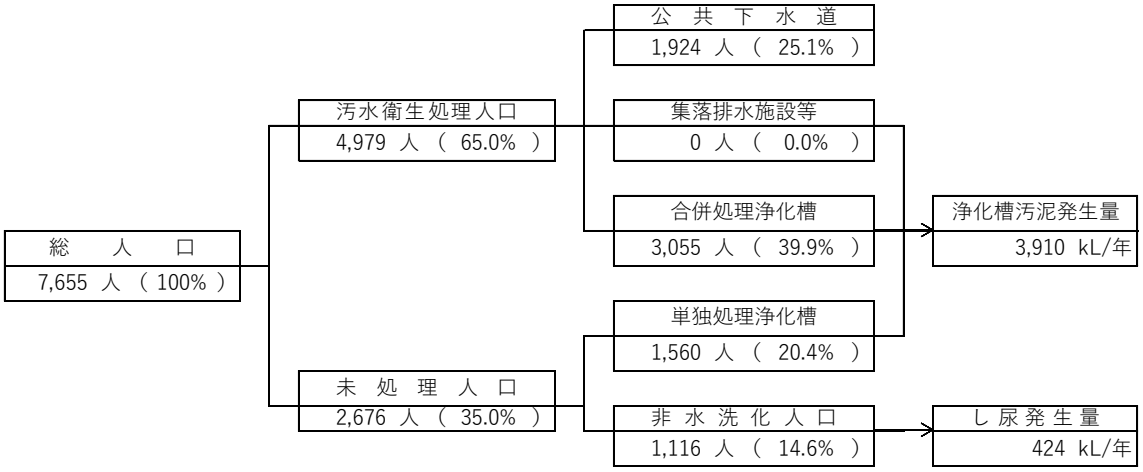

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 24　目標年度の生活排水処理フロー（令和 8 年度 御浜町）

表 12　生活排水処理に関する現状と目標（紀宝町）

項　目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	農業集落排水施設等	0 人 （ 0.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
	合併処理浄化槽	6,165 人 （ 56.5% ）	7,260 人 （ 73.5% ）
	未処理人口	4,755 人 （ 43.5% ）	2,616 人 （ 26.5% ）
	合計	10,920 人 （ 100.0% ）	9,876 人 （ 100.0% ）
し尿・汚泥の量	浄化槽汚泥発生量	6,620 kl	6,350 kl
	し尿発生量	651 kl	233 kl
	合計	7,271 kl	6,583 kl ※

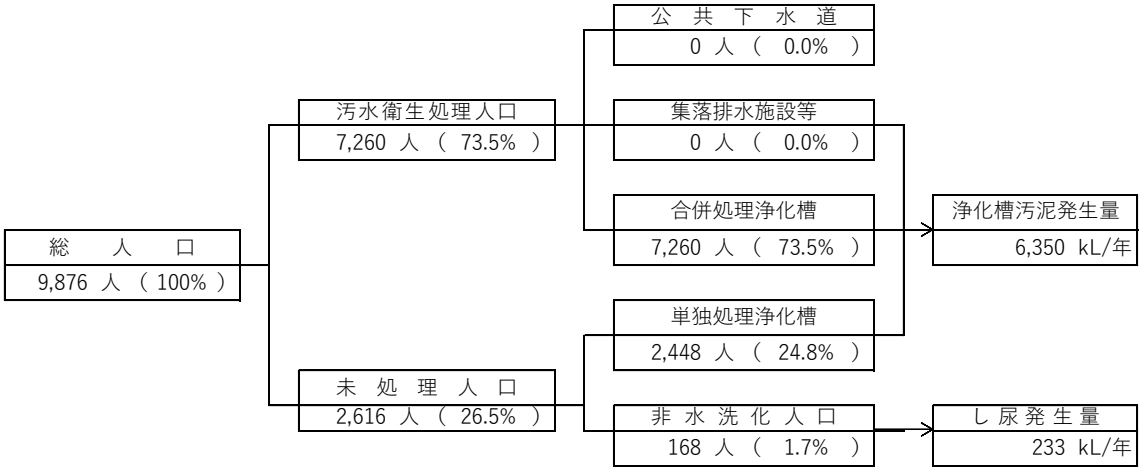

※　端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 25　目標年度の生活排水処理フロー（令和 8 年度 紀宝町）

３．施策の内容

（１）発生抑制、再使用の推進

ア．有料化

生活系ごみについては、尾鷲市では指定袋による有料制を導入しており、他の４市町においても、組合による新ごみ処理施設整備にあわせて廃棄物処理の有料化に関する検討を行っている。また、粗大ごみは尾鷲市及び熊野市で従量制であり、紀北町、御浜町及び紀宝町では無料となっている。なお、熊野市及び御浜町では粗大ごみの訪問収集は有料である。また、家電リサイクル対象品目は、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町では、指定取引場所までの運搬は有料としている。

今後も、ごみの発生抑制や費用負担の公平性の確保について、検討を行っていく。

イ．環境教育、普及啓発

各市町ともに、各種団体によるごみ処理施設への見学時には、最終処分場のひっ迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらうとともに、３Ｒに関する普及活動を推進していく。また、あわせて分別体験を実施するなど分別意識の向上を図る。

また、小中学校、高等学校での学習会や、自治会等での地域単位の活動の場を利用して、３Ｒに関する普及活動を推進する。

事業者に対しても、発生抑制及び再生利用の啓発を行う。

ウ．マイバッグ運動・レジ袋対策

各市町ともに、買い物の際には「マイバッグ」を持参し、「レジ袋」をなるべくもらわないよう住民へ呼びかけている。今後は、この取り組みを更に推進するとともに地域内のスーパーや商店等と連携しながら推進する。なお、レジ袋有料化の導入については、熊野市、御浜町及び紀宝町は平成 21 年 4 月より、尾鷲市及び紀北町は 9 月より行っている。

エ．コンポストの導入、助成

各市町ともにコンポスト等の購入に対して助成を行っており、今後も引き続き家庭内のごみの減量化とリサイクル意識の高揚を図るために継続していく。

オ．生活排水対策

御浜町の一部地域を除き、従来より公共下水道等の集合処理が整備されていなかったため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に取り組んでいる。また、紀宝町では公共浄化槽等整備促進事業での合併処理浄化槽の普及促進に努めている。

今後は、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を積極的に進めながら、住民の水質改善意識の高揚に向けて啓発を進めていく。

（２）処理体制

ア．生活系ごみの処理体制の現状と今後

各市町の分別区分及び処理方式については、表 7-1 のとおりである。

可燃ごみは、尾鷲市及び熊野市の市街地は焼却処理を行う一方、熊野市紀和地域、御浜町、紀宝町及び紀北町ではＲＤＦ化処理を行っている。

資源ごみは、各市町のリサイクルセンターや生ごみ堆肥化施設、業者委託等により処理を行っている。

不燃ごみ・埋立ごみについては、尾鷲市は民間委託により埋立処分を行っているが、その他の市町では最終処分場で埋立処分を行っている。残容量がひっ迫していることから、埋立量を極力減らすため、ごみの発生抑制とリサイクルに取り組んでいく。

今後は、分別徹底による資源回収率の向上や最終処分量削減のための検討を総合的に進めるとともに、施設を集約化した際の分別区分に関して検討を行うこととする。

なお、可燃ごみについては、新たな施設により、エネルギー回収を行う。

イ．事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、現在、事業所自らがリユース等により減量化に取り組んでいるが、残りのごみについては、直接搬入の他、事業者の責任において一般廃棄物処理業者へ委託し処理を行っている。今後も循環型社会の形成に向けて事業者に対し発生抑制及び再生利用の啓発を行っていく。

ウ．生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進し、適正な維持管理が図られるよう努めていく。紀宝町においても、市町設置型での合併処理浄化槽の設置を促進し、水環境の保全に努める。

表 13-1　分別区分と処理方法の現状と今後

現状　（令和1年度）

尾鷲市				熊野市				紀北町				御浜町				紀宝町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）
可燃ごみ	焼却	尾鷲市清掃工場	5,480	可燃ごみ	焼却	熊野市クリーンセンター	4,764	可燃ごみ	RDF化	紀北町紀伊長島リサイクルセンター	6,039	可燃ごみ	RDF化	紀南清掃センター	1,677	可燃ごみ	RDF化	紀南清掃センター	2,265
					RDF化	紀南清掃センター				紀北町海山リサイクルセンター									
粗大ごみ	焼却	尾鷲市清掃工場	128	不燃ごみ（小型家電）	リサイクル	有馬不燃物処分場	558	不燃ごみ	埋立	紀北町紀伊長島不燃物処理場	158	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	135	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	211
不燃ごみ	埋立	民間委託	119	不燃ごみ	埋立					紀北町海山不燃物処理場									
資源ごみ（紙類、金属類、ペットボトル、トレー、ガラス類、布類）	リサイクル	尾鷲市清掃工場	986			南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場		資源ごみ（紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、布類）	リサイクル	紀北町紀伊長島リサイクルセンター	839	資源ごみ（紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー、布類）	リサイクル	御浜町リサイクルセンター	576	資源ごみ（紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー、布類）、粗大ごみ	リサイクル	紀宝町リサイクルセンターNo1、No2	637
				資源ごみ（紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー類、布類）	リサイクル	有馬不燃物処分場	1,022			紀北町環境衛生センター									
家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託				紀和リサイクルセンター				紀北町海山リサイクルセンター		家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託		家庭系生ごみ	リサイクル	生ごみ堆肥化施設	287
				家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託				紀北町海山不燃物処理場		粗大ごみ	リサイクル	民間委託	59	粗大ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	64
				有害ごみ（蛍光灯、乾電池、スプレー缶）	リサイクル	有馬不燃物処分場	15						埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場					
				粗大ごみ（家具等）	リサイクル		104												
					埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場													

表 13-2　分別区分と処理方法の現状と今後

今後（令和8年度）																			
尾鷲市				熊野市				紀北町				御浜町				紀宝町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（t）
可燃ごみ	焼却	尾鷲市清掃工場	4,558	可燃ごみ	焼却	熊野市クリーンセンター	4,029	可燃ごみ	RDF化	紀北町紀伊長島リサイクルセンター	5,183	可燃ごみ	中継	紀南清掃センター	1,457	可燃ごみ	中継	紀南清掃センター	2,023
										紀北町海山リサイクルセンター									
粗大ごみ	焼却	尾鷲市清掃工場	108	不燃ごみ（小型家電）	リサイクル	有馬不燃物処分場	430	不燃ごみ	埋立	紀北町紀伊長島不燃物処理場	116	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	120	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	177
不燃ごみ	埋立	民間委託	100	不燃ごみ	埋立					紀北町海山不燃物処理場									
資源ごみ（紙類、金属類、ペットボトル、トレー、ガラス類、布類）	リサイクル	尾鷲市清掃工場	738			南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場		資源ごみ（紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、布類）	リサイクル	紀北町紀伊長島リサイクルセンター	793	資源ごみ（紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー、布類）	リサイクル	御浜町リサイクルセンター	490	資源ごみ（紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー、布類）、粗大ごみ	リサイクル	紀宝町リサイクルセンターNo1、No2	569
				資源ごみ（紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー類、布類）	リサイクル	有馬不燃物処分場	821			紀北町環境衛生センター									
家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託				紀和リサイクルセンター				紀北町海山リサイクルセンター		家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託		家庭系生ごみ	リサイクル	生ごみ堆肥化施設	230
				家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託				紀北町海山不燃物処理場		粗大ごみ	リサイクル	民間委託	44	粗大ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	58
				有害ごみ（蛍光灯、乾電池、スプレー缶）	リサイクル	有馬不燃物処分場	13						埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場					
				粗大ごみ（家具等）	リサイクル		80												
					埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場													

（３）処理施設等の整備

ア．廃棄物処理施設

既存の焼却施設の老朽化に伴う更新に際して東紀州地域５市町でのごみ処理の集約化などを図るため、表 14 のとおり必要な施設整備を行う。

表 14 整備する処理施設

事業番号	事業施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置 予定地	事業 期間 （全体事業期間）	国土 強靭化	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設 東紀州広域ごみ処理施設（仮称）	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	59ｔ/日	尾鷲市 矢浜字 真砂地内	R7 （R7～R9）	―	○
2	マテリアルリサイクル推進施設 （仮称）尾鷲市ストックヤード施設	尾鷲市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	約５ｔ/日	尾鷲市 矢浜字 真砂地内	未定	―	

（整備理由）

事業番号１：既存の焼却施設の老朽化に伴う更新に際し、広域化を図るとともにエネルギーの有効利用を促進するため、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する。

事業番号２：収集運搬の効率化へ向けた拠点整備を図るため。なお、交付金は活用しない。

イ．合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表 15 のとおり行う。

表 15　合併処理浄化槽への移行計画

事業	事業主体	直近の整備済基数（基）（令和元年度）	整備計画基数（基）	整備計画人口（人）	事業期間	国土強靭化
浄化槽設置整備事業	尾鷲市	1,668	200	408	R4～R7	―
浄化槽設置整備事業	熊野市	2,447	320	608	R4～R7	―
浄化槽設置整備事業	紀北町	1,544	192	766	R4～R7	―
浄化槽設置整備事業	御浜町	1,410	140	286	R4～R7	―
公共浄化槽等整備推進事業	紀宝町	1,135	400	960	R4～R7	―
合計		8,204	1,252	3,028		

（４）処理施設整備に関する計画支援事業

一般廃棄物処理施設の施設整備に先立ち、表 16 のとおり計画支援事業を行う。

表 16　実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間（全体事業期間）	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1）に係る基本計画及び PFI 導入可能性調査事業	基本計画等	R3	○
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1）に係る測量地質調査事業	測量・地質調査	R3	○
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R4～R5	○
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1）に係る事業者選定アドバイザリー事業	整備運営事業者選定	R4～R6	○
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1）に係る敷地造成設計事業	造成設計	R5	○
2	尾鷲市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	基本計画等	R5	

	（事業番号 2）に係る基本計画策定事業			

（５）その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア．廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

各市町では、家電リサイクル法に基づく廃家電について、適切な回収、再商品化がなされるよう、広報等を通じて普及啓発に努めている。なお、高齢者や購入した電気店が廃業等で存在しない場合のために、適正に再商品化がなされるよう、行政による回収も実施している。

今後も適切な回収、再商品化のため、啓発活動を行っていく。

イ．不法投棄対策

各市町は、豊かな自然と快適な生活環境を守るために、多様化・悪質化する廃棄物の不法投棄の撲滅に向けて、地域住民や関係機関と連携して不法投棄監視体制（パトロールや監視カメラ等）を強化するとともに、防止に向けた啓発活動を行う。

ウ．災害時の廃棄物処理に関する事項

それぞれの市町が策定した「災害廃棄物処理計画」及び「地域防災計画」を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

特に甚大な災害が発生し、各市町のみで対応できない状況下においては、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県内市町との連携体制を構築し処理を行う。

４．計画のフォローアップと事後評価

（１）計画のフォローアップ

東紀州地域の各市町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、三重県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

（２）事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を

見直すものとする。

別　添　資　料

様式１

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表１（令和２年度）

１　地域の概要

（１）地域名	東紀州地域	（２）地域内人口	尾鷲市	17,649 人	（３）地域面積	尾鷲市　192.71 ㎢
			熊野市	16,746 人		熊野市　373.35 ㎢
			紀北町	15,829 人		紀北町　256.54 ㎢
			御浜町	8,511 人		御浜町　88.13 ㎢
			紀宝町	10,920 人		紀宝町　79.62 ㎢
			合計	69,655 人		合計　990.35 ㎢
（４）構成市町村等名	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町 東紀州環境施設組合	（５）地域の要件	（人口）（面積）　沖縄　離島　奄美　豪雪　（山村）（半島）（過疎）　その他			
（６）構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町　　設立年月日：２０２１年４月１日					

２　一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目　標
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 8 年度
排　出　量	生活系　総排出量（トン）	22,892	21,768	21,527	21,438	21,073	17,586 (-16.5%*)
	１人当たり排出量（kg/人）	244	237	240	246	245	239 (-2.4%*)
	事業系　総排出量（トン）	5,456	5,117	5,078	5,121	5,050	4,551 (-9.9%*)
	１事業所当たり排出量(t/事業所)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2 (9.1%*)
	合　計　事業系生活系合計（トン）	28,348	26,885	26,605	26,559	26,123	22,137 (-15.3%*)
再生利用量	直接資源化量（トン）	3,051 (10.8%)	2,905 (10.8%)	1,704 (6.4%)	1,656 (6.2%)	1,689 (6.5%)	1,392 (6.3%)
	総資源化量（トン）	12,088 (42.6%)	11,694 (43.5%)	11,611 (43.6%)	11,330 (42.6%)	11,442 (43.8%)	9,618 (43.4%)
	熱回収量（年間の熱回収　GJ）	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差　トン）	14,863 (52.4%)	14,321 (53.3%)	14,101 (53.0%)	14,252 (53.7%)	13,749 (52.6%)	11,742 (53.0%)
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	1,416 (5.0%)	891 (3.3%)	912 (3.4%)	991 (3.7%)	942 (3.6%)	790 (3.6%)

＊令和１年度比

※別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付（添付資料２）

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

一般廃棄物処理計画の期間中途及び後半となっている市町においては、本計画の目標値との差異が生じているが、現状を踏まえ直近実績等を勘案し改めて推計を行ったものである。

3　一般廃棄物処理施設の状況と更新、廃止、新設の予定

（1）現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工年月	廃止又は休止（予定）年月	解体（予定）年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	尾鷲市清掃工場	尾鷲市	焼却（バッチ）	45ｔ/日（22.5ｔ×2炉）	平成3年3月			—	継続使用
保管施設			一時保管	160㎡	平成12年4月			—	継続使用
最終処分場			安定型	残余容量 3,182㎥	昭和51年3月	平成11年 4月休止		—	—
し尿処理施設	尾鷲市クリーンセンター		し尿処理	50ｋL/日	平成18年12月			—	継続使用
焼却施設	熊野市クリーンセンター	熊野市	焼却（バッチ）	30ｔ/日 （15ｔ×2炉）	平成7年3月			2.0～5.0m 浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する	継続使用
リサイクルセンター	紀和リサイクルセンター		選別	なし （手選別のみ）	平成14年3月			—	継続使用
保管施設	熊野市資源化ストックヤード		一時保管	415㎡	平成16年3月			0.5～3.0m 市内に同等の機能を持つ施設を保有しており、機能不全に陥った際には、機能回復するまで同市施設にて対応する	継続使用
最終処分場	有馬不燃物処分場		安定型	残余容量 43,607㎥	昭和45年11月			0.5～3.0m 浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する	継続使用
生ごみ堆肥化施設	事業系生ごみ処理施設		堆肥化	2ｔ/日	平成13年3月	平成25年 4月休止		0.5～3.0m 休止中	—
し尿処理施設	紀和し尿処理場		し尿処理	4ｋL/日	昭和59年3月	令和2年 4月休止		—	—
し尿処理施設	熊野市クリーンセンター		し尿処理	40ｋL/日	平成28年3月			2.0～5.0m 浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する	継続使用
ごみ燃料化施設	紀北町紀伊長島リサイクルセンター	紀北町	固形燃料化	21ｔ/日	平成15年3月			—	継続使用
			選別・圧縮梱包	3.2ｔ/日	平成15年3月			—	継続使用
ごみ燃料化施設	紀北町海山リサイクルセンター		固形燃料化	20ｔ/日	平成11年3月			—	継続使用
			選別・圧縮梱包	2.2ｔ/日	平成11年3月			—	継続使用

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工年月	廃止又は休止（予定）年月	解体（予定）年月	想定される浸水深と対策	備考
保管施設	紀北町環境衛生センター	紀北町	一時保管	約199㎡	平成26年3月			—	継続使用
最終処分場	紀北町紀伊長島不燃物処理場		管理型	残余容量 4,357㎥	昭和59年3月			—	継続使用
最終処分場	紀北町海山不燃物処理場		資源化処理（圧縮）	60㎡（屋外）	昭和56年3月			0.3～1.0m 町内に同等以上の機能を持つ施設を保有しており、機能不全に陥った際には、機能回復するまで同町施設にて対応する	継続使用
			安定型	残余容量 269㎥	昭和56年3月				継続使用
し尿処理施設	紀北町クリーンセンター		し尿処理	35ｋL/日	平成6年3月	令和2年 3月更新		—	継続使用
リサイクルセンター	御浜町リサイクルセンター	御浜町	選別	2ｔ/日	平成7年4月			—	継続使用
リサイクルセンター	鵜殿リサイクルセンター	紀宝町	一時保管	150㎡	平成21年3月			0.3～1.0m 町内に同等の機能を持つ施設を保有しており、機能不全に陥った際には、機能回復するまで同町施設にて対応する	継続使用
リサイクルセンター	紀宝町リサイクルセンターNo.1		選別	1.2ｔ/日	平成12年3月			—	継続使用
リサイクルセンター	紀宝町リサイクルセンターNo.2		選別	4ｔ/日	平成20年3月			—	継続使用
生ごみ堆肥化施設	生ごみ堆肥化実験場		堆肥化	0.5ｔ/日	平成17年4月			—	継続使用
生ごみ堆肥化施設	生ごみ高速発酵処理機		堆肥化	0.5ｔ/日	平成 元年4月			2.0～5.0m 機能不全に陥った際には、機能回復するまで可燃ごみとして処理するよう調整する	継続使用
ごみ燃料化施設	紀南清掃センター（RDF化施設）	南牟婁清掃施設組合	固形燃料化	23ｔ/日	平成14年7月			3.0～5.0m 浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する	継続使用 （R3年度より中継施設化）
保管施設	ストックヤード		一時保管	81㎡	平成22年2月			—	継続使用
最終処分場	一般廃棄物最終処分場		管理型	残余容量 31,607㎥	平成3年2月			—	継続使用

（2）更新（改良）・新施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
焼却施設	東紀州広域ごみ処理施設(仮称)	東紀州環境施設組合	全連続式	59t/日	令和10年4月	広域処理のため	無		—	—	
マテリアルリサイクル施設	(仮称)尾鷲市ストックヤード施設	尾鷲市		約 5 t/日	令和10年4月	収集運搬の効率化へ向けた拠点整備のため。	無		—	—	処理能力は変更の可能性あり。

4－1　生活排水処理の現状と目標（5 市町）

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
総人口		75,233	73,877	72,515	71,072	69,655	59,921
公共下水道	汚水衛生処理人口	1,946	1,995	1,992	2,012	2,011	1,924
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.6%	2.7%	2.7%	2.8%	2.9%	3.2%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	—	—	—	—	—	—
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	24,369	25,636	26,214	27,055	27,926	30,951
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	32.4%	34.7%	36.1%	38.1%	40.1%	51.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	48,918	46,246	44,309	42,005	39,718	27,046

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5－1　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定（5 市町）

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	尾鷲市	1,668	6,859	H4.4	200	408	R8	令和4年度～令和7年度対象
浄化槽設置整備事業	熊野市	2,447	6,482	H4.4	320	608	R8	令和4年度～令和7年度対象
浄化槽設置整備事業	紀北町	1,544	5,569	H7.4	192	766	R8	令和4年度～令和7年度対象
浄化槽設置整備事業	御浜町	1,410	2,851	H3.4	140	286	R8	令和4年度～令和7年度対象
浄化槽設置整備事業	旧紀宝町	705	1,942	H4.4	—	—	—	—
	旧鵜殿村	270	899	H4.4				
	紀宝町	162	441	H18.4				
公共浄化槽等整備推進事業	紀宝町	1,135	2,883	H20.4	400	960	R8	令和4年度～令和7年度対象

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

４－２　生活排水処理の現状と目標（尾鷲市）

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
総人口		19,216	18,817	18,444	17,974	17,649	14,847
公共下水道	汚水衛生処理人口	―	―	―	―	―	―
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	―	―	―	―	―	―
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	5,504	5,668	5,974	6,433	6,859	7,528
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	28.6%	30.1%	32.4%	35.8%	38.9%	50.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	13,712	13,149	12,470	11,541	10,790	7,319

※参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

５－２　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定（尾鷲市）

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	尾鷲市	1,668	6,859	H4.4	200	408	R8	令和4年度～令和7年度対象

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

4－3　生活排水処理の現状と目標（熊野市）

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
総人口		18,008	17,724	17,463	17,145	16,746	14,055
公共下水道	汚水衛生処理人口	－	－	－	－	－	－
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	－	－	－	－	－	－
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	5,814	6,388	6,281	6,384	6,482	6,944
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	32.3%	36.0%	36.0%	37.2%	38.7%	49.4%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	12,194	11,336	11,182	10,761	10,264	7,111

※参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5－3　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定（熊野市）

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	熊野市	2,447	6,482	H4.4	320	608	R8	令和4年度～令和7年度対象

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

4－4　生活排水処理の現状と目標（紀北町）

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
総人口		17,321	16,904	16,549	16,200	15,829	13,488
公共下水道	汚水衛生処理人口	－	－	－	－	－	－
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	－	－	－	－	－	－
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	4,877	5,155	5,258	5,347	5,569	6,164
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	28.2%	30.5%	31.8%	33.0%	35.2%	45.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	12,444	11,749	11,291	10,853	10,260	7,324

※参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5－4　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定（紀北町）

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	紀北町	1,544	5,569	H7.4	192	766	R8	令和4年度～令和7年度対象

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

4－5　生活排水処理の現状と目標（御浜町）

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
総人口		9,129	9,012	8,812	8,694	8,511	7,655
公共下水道	汚水衛生処理人口	1,946	1,995	1,992	2,012	2,011	1,924
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	21.3%	22.1%	22.6%	23.1%	23.6%	25.1%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	－	－	－	－	－	－
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	2,764	2,792	2,825	2,856	2,851	3,055
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	30.3%	31.0%	32.1%	32.9%	33.5%	39.9%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	4,419	4,225	3,995	3,826	3,649	2,676

※参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5－5　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定（御浜町）

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	御浜町	1,410	2,851	H3.4	140	286	R8	令和4年度～令和7年度対象

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

4－6　生活排水処理の現状と目標（紀宝町）

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
総人口		11,559	11,420	11,247	11,059	10,920	9,876
公共下水道	汚水衛生処理人口	－	－	－	－	－	－
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	―	―	―	―	―	―
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率						
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	5,410	5,633	5,876	6,035	6,165	7,260
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	46.8%	49.3%	52.2%	54.6%	56.5%	73.5%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	6,149	5,787	5,371	5,024	4,755	2,616

※参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5－6　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定（紀宝町）

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	旧紀宝町	705	1,942	H4.4	―	―	―	―
	旧鵜殿村	270	899	H4.4				
	紀宝町	162	441	H18.4				
公共浄化槽等整備推進事業	紀宝町	1,135	2,883	H20.4	400	960	R8	令和4年度～令和7年度対象

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

様式２

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

事業種別 / 事業名称	事業番号 ※1	事業主体名称 ※2	規模	単位	事業期間 ※5 開始	事業期間 ※5 終了	総事業費（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	交付対象事業費（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
○エネルギー回収等に関する事業							850,672	0	0	0	0	850,672	434,912	0	0	0	0	434,912	
ごみ焼却施設整備事業	1	東紀州環境施設組合	59	t/日	R7	R9	850,672	0	0	0	0	850,672	434,912	0	0	0	0	434,912	事業主体構成：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町 処理方式選定により変更可能性あり（全体事業期間）R7～9
○施設整備に関する計画支援事業							173,144	42,914	75,000	34,230	21,000	0	168,805	42,914	73,246	31,645	21,000	0	
基本計画及びPFI導入可能性調査事業	1	東紀州環境施設組合			R3	R3	28,655	28,655	0	0	0	0	28,655	28,655	0	0	0	0	
測量地質調査事業	1	東紀州環境施設組合			R3	R3	14,259	14,259	0	0	0	0	14,259	14,259	0	0	0	0	
生活環境影響調査事業	1	東紀州環境施設組合			R4	R5	87,230	0	70,000	17,230	0	0	82,891	0	68,246	14,645	0	0	
事業者選定アドバイザリー事業	1	東紀州環境施設組合			R4	R6	33,000	0	5,000	7,000	21,000	0	33,000	0	5,000	7,000	21,000	0	
敷地造成設計事業	1	東紀州環境施設組合			R5	R5	10,000	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	
○浄化槽に関する事業							623,979	0	153,672	153,029	155,639	161,639	623,979	0	153,672	153,029	155,639	161,639	
浄化槽設置整備事業		尾鷲市	200	基	R4	R7	68,217	0	18,414	16,601	16,601	16,601	68,217	0	18,414	16,601	16,601	16,601	
		熊野市	320	基	R4	R7	101,440	0	24,055	24,055	26,665	26,665	101,440	0	24,055	24,055	26,665	26,665	
		紀北町	192	基	R4	R7	57,670	0	13,540	14,710	14,710	14,710	57,670	0	13,540	14,710	14,710	14,710	
		御浜町	140	基	R4	R7	32,136	0	8,034	8,034	8,034	8,034	32,136	0	8,034	8,034	8,034	8,034	
公共浄化槽等整備推進事業		紀宝町	400	基	R4	R7	364,516	0	89,629	89,629	89,629	95,629	364,516	0	89,629	89,629	89,629	95,629	
合　　計							1,647,795	42,914	228,672	187,259	176,639	1,012,311	1,227,696	42,914	226,918	184,674	176,639	596,551	

※1　事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。
※2　実施しない事業の欄は削除して構わない。
※3　同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
※4　事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
※5　廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

【参考資料様式２】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名　　三重県

(1) 事業主体名	東紀州環境施設組合
(2) 施設名称	東紀州広域ごみ処理施設（仮称）
(3) 工期　※1	令和７年度（全体：令和７年度～令和９年度）
(4) 施設規模	処理能力　　59　ｔ/日（ 29.5　ｔ／日 × ２炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	１．発電の有無　　有（発電効率　　%）　・　(無) ２．熱回収の有無　　(有)（熱利用率　　%）　・　無
(7) 地域計画内の役割 ※2	分散している各市町の焼却施設を集約化して広域処理を行うことで可燃ごみ処理の効率化を図る。また、処理にともない発生するエネルギーを回収し、場内外利用等行うことによりリサイクルを推進する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有　　(無)

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	ｋWh／ごみｔ
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額　※2	令和７年度　850,672 千円（全体：11,389,840 千円） うち、交付対象事業費　434,912 千円（全体：7,711,717 千円）

※1　事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2　基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　三重県

(1) 事業主体名	尾鷲市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	令和 4 年度においては、屎尿と雑排水を併せて処理する生物化学的酸素要求量除去率 90%以上、放流水の BOD20ｍｇ／ｌ（日間平均値）以下の機能を有する共に平成 4 年 10 月 30 日付衛浄第 34 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助方針」が適用される浄化槽（5～10 人槽）を整備する。
(4) 事業期間	令和 4 年度 ～ 令和 7 年度
(5) 事業対象地域の要件	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、(山村)(半島)(過疎) その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費　　68,217　千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数（　408 人分）	基準額合計（千円）	総事業費（千円）	交付対象事業費（千円）
5 人槽	192 基（　384 人分）	63,744	49,476	49,476
6～ 7 人槽	8 基（　24 人分）	3,312	2,691	2,691
8～10 人槽	基（　人分）			
11～20 人槽	基（　人分）			
21～30 人槽	基（　人分）			
31～50 人槽	基（　人分）			
51 人槽以上	基（　人分）			
宅内配管費	80 基	24,000	10,200	10,200
撤去費	65 基	5,850	5,850	5,850
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備効率化事業費	*台帳作成費*			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合　計	200 基（　408 人分） ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	96,906	68,217	68,217

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　三重県

(1) 事業主体名	熊野市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚染防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
(4) 事業期間	令和４年度　～　令和７年度
(5) 事業対象地域の要件	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、(山村)(半島)(過疎)　その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費　　101,440 千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (　　608 人分)	基準額合計 (千円)	総事業費 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5 人槽	296 基 (　562 人分)	98,272	73,040	73,040
6～ 7 人槽	12 基 (　23 人分)	4,968	4,140	4,140
8～10 人槽	12 基 (　23 人分)	6,576	5,480	5,480
11～20 人槽	基 (　人分)			
21～30 人槽	基 (　人分)			
31～50 人槽	基 (　人分)			
51 人槽以上	基 (　人分)			
宅内配管費	160 基	48,000	9,600	9,600
撤去費	102 基	9,180	9,180	9,180
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備効率化事業費	*台帳作成費*			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合　計	320 基 (　608 人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	166,696	101,440	101,440

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　三重県

(1) 事業主体名	紀北町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の寄与することを目的とする。町内において、住宅等に処理対象人員 10 人以下の浄化槽を設置しようとする者に予算の範囲内で補助金を交付する。
(4) 事業期間	令和 4 年度　～　令和 7 年度
(5) 事業対象地域の要件	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、(山村)(半島)(過疎)　その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費　　57,670 千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (　　766 人分)	基準額合計 (千円)	総事業費 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5 人槽	140 基 (　　490 人分)	46,480	32,048	32,048
6～ 7 人槽	40 基 (　　192 人分)	16,560	11,592	11,592
8～10 人槽	12 基 (　　84 人分)	6,576	4,400	4,400
11～20 人槽	基 (　　人分)			
21～30 人槽	基 (　　人分)			
31～50 人槽	基 (　　人分)			
51 人槽以上	基 (　　人分)			
宅内配管費	72 基	21,600	4,320	4,320
撤去費	59 基	5,310	5,310	5,310
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備効率化事業費	*台帳作成費*			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合　計	192 基 (　766 人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	96,526	57,670	57,670

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　三重県

(1) 事業主体名	御浜町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。
(4) 事業期間	令和 4 年度　～　令和 7 年度
(5) 事業対象地域の要件	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、(山村)　(半島)　過疎　その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費　　32,136 千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (　　286 人分)	基準額合計 (千円)	総事業費 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5 人槽	128 基 (　262 人分)	42,496	29,376	29,376
6～ 7 人槽	8 基 (　16 人分)	3,312	1,656	1,656
8～10 人槽	4 基 (　8 人分)	2,192	1,104	1,104
11～20 人槽	基 (　人分)			
21～30 人槽	基 (　人分)			
31～50 人槽	基 (　人分)			
51 人槽以上	基 (　人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備効率化事業費	*台帳作成費*			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合　計	140 基 (　286 人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	48,000	32,136	32,136

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　三重県

(1) 事業主体名	紀宝町
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	当地域は、公共下水道等が整備されてなく、このため生活排水処理施設整備率が非常に悪い状態となっている。住民の水質改善意識の高揚を図りながら、市町村設置型での合併処理浄化槽の普及を推進していく。
(4) 事業期間	令和４年度　～　令和７年度
(5) 事業対象地域の要件	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、(山村)　(半島)　過疎　その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費　364,516 千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (960 人分)	基準額合計 (千円)	総事業費 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5 人槽	400 基（　960 人分)	334,800	334,800	334,800
6～ 7 人槽	基（　　人分)			
8～10 人槽	基（　　人分)			
11～15 人槽	基（　　人分)			
16～20 人槽	基（　　人分)			
共同浄化槽	人槽　基（　　戸数)			
宅内配管費	80 基	24,000	4,800	4,800
撤去費	80 基	7,200	7,200	7,200
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	84 基	6,000	6,000	6,000
事務費		11,716	11,716	11,716
浄化槽整備効率化事業費	*台帳作成費*			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合　計	400 基（　960 人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く	383,716	364,516	364,516

【参考資料様式８】

計画支援概要

都道府県名　　三重県

(1) 事業主体名	東紀州環境施設組合				
(2) 事業目的	新ごみ処理施設（エネルギー回収施設）整備のため				
(3) 事業名称	基本計画及びPFI 導入可能性調査事業	測量地質調査事業	生活環境影響調査事業	事業者選定アドバイザリー事業	敷地造成設計事業
(4) 事業期間	令和３年度	令和３年度	令和4～5年度	令和4～6年度	令和５年度
(5) 事業概要	配置計画・処理方式検討等基本計画策定､PFI 導入可能性調査	測量調査、地質調査	調査対象地域の設定、現況把握、予測及び影響の分析、調査書作成､告示･縦覧	発注図書作成、事業者選定手続支援等	敷地造成設計
(6) 総事業計画額	28,655 千円 うち、交付対象事業費 28,655 千円	14,259 千円 うち、交付対象事業費 14,259 千円	87,230 千円 うち、交付対象事業費 85,476 千円	33,000 千円 うち、交付対象事業費 33,000 千円	10,000 千円 うち、交付対象事業費 10,000 千円

添付資料１　対象地域図

	施設名称
1	尾鷲市清掃工場
2	尾鷲市クリーンセンター
3	熊野市クリーンセンター
4	紀和リサイクルセンター
5	熊野市資源化ストックヤード
6	有馬不燃物処分場
7	事業系生ごみ処理施設
8	紀和し尿処理場
9	紀北町紀伊長島リサイクルセンター
10	紀北町海山リサイクルセンター
11	紀北町環境衛生センター
12	紀北町紀伊長島不燃物処理場
13	紀北町海山不燃物処理場
14	紀北町クリーンセンター
15	御浜町リサイクルセンター
16	鵜殿リサイクルセンター
17	紀宝町リサイクルセンター
18	生ごみ堆肥化実験場
19	生ごみ高速発酵処理機
20	紀南清掃センター（RDF化施設）
21	ストックヤード
22	一般廃棄物最終処分場

添付資料２　トレンドグラフ

■人口推移（5 市町）

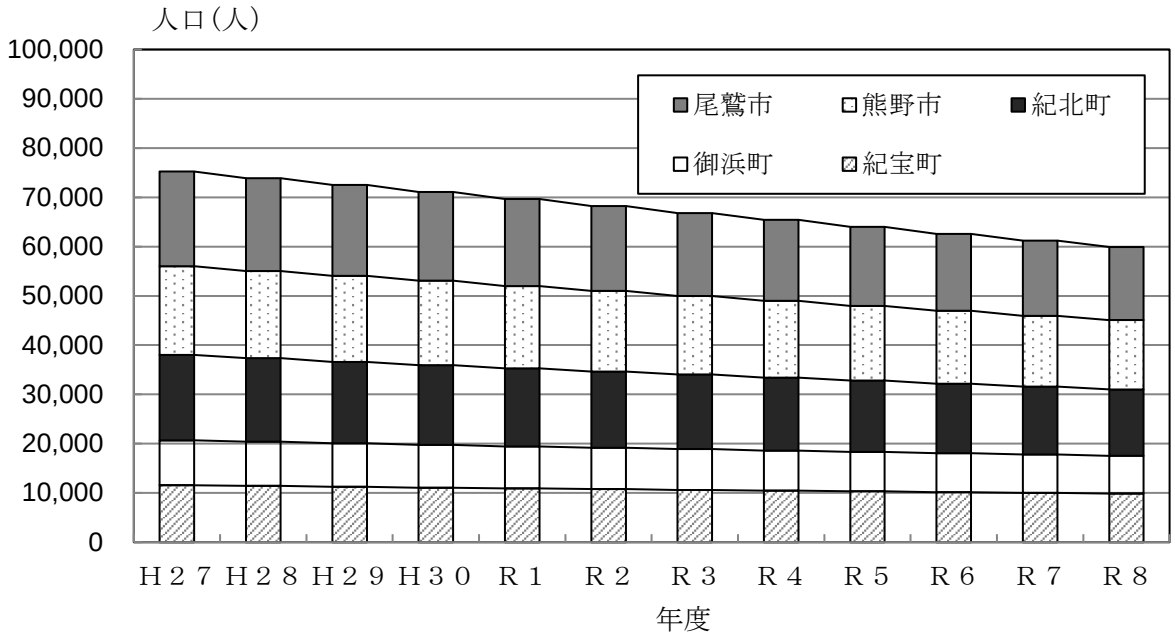

■事業所数推移（5 市町）

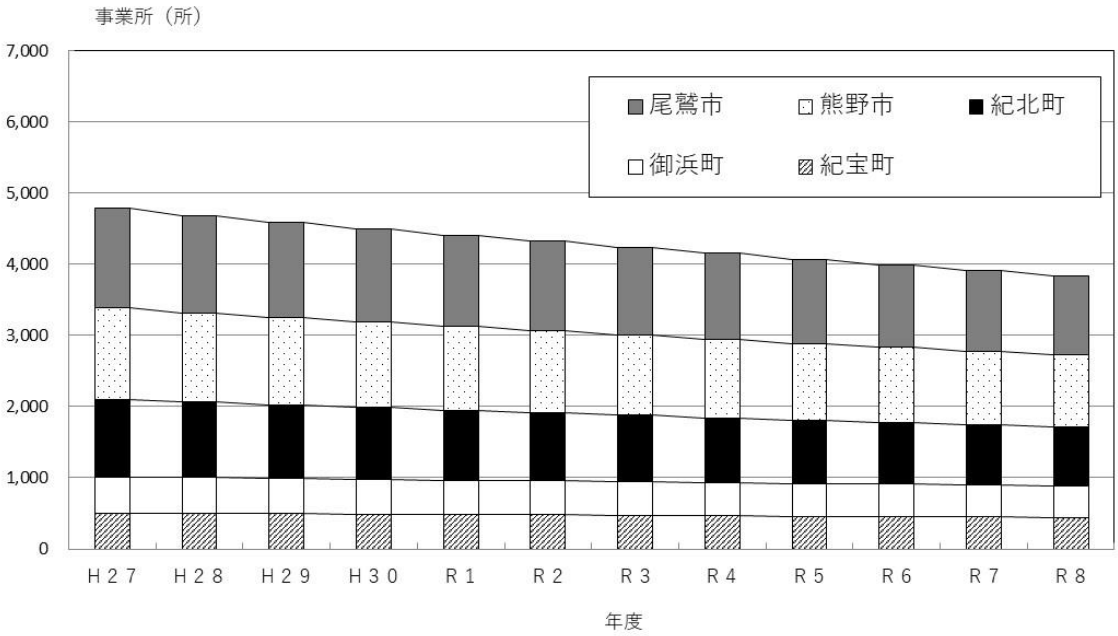

■ごみ総排出量（集団回収を除く）の推移（5 市町）

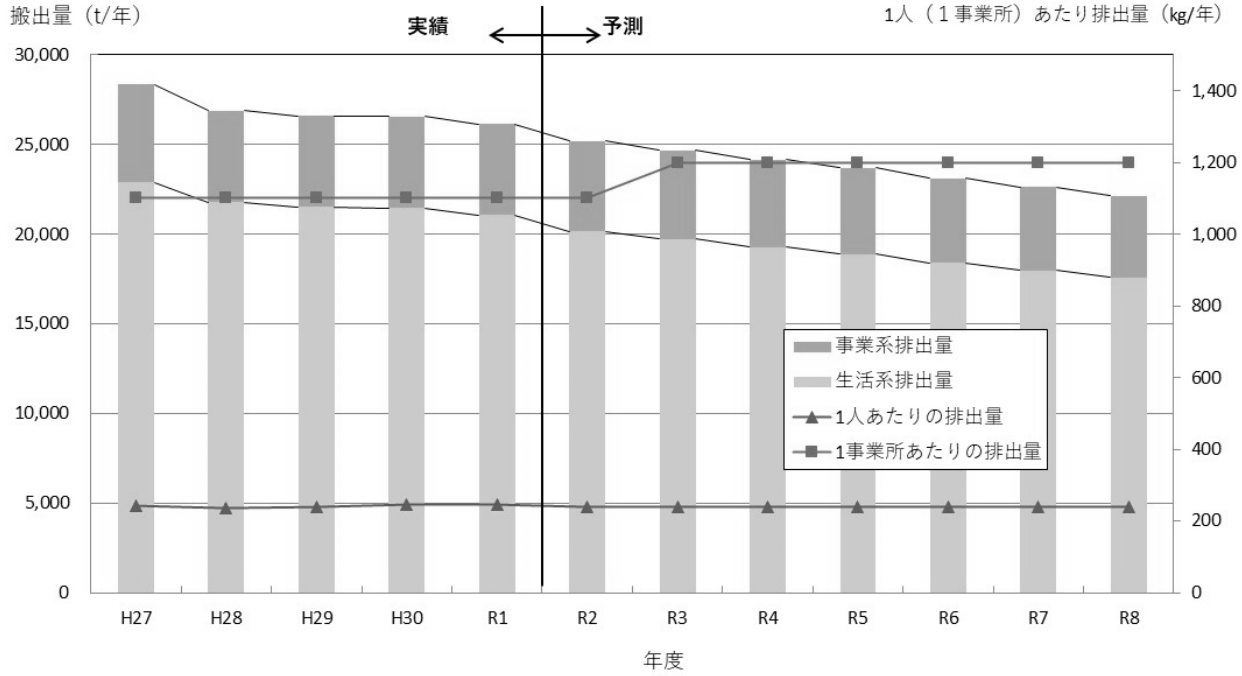

■ごみ総排出量（集団回収を除く）の推移（尾鷲市）

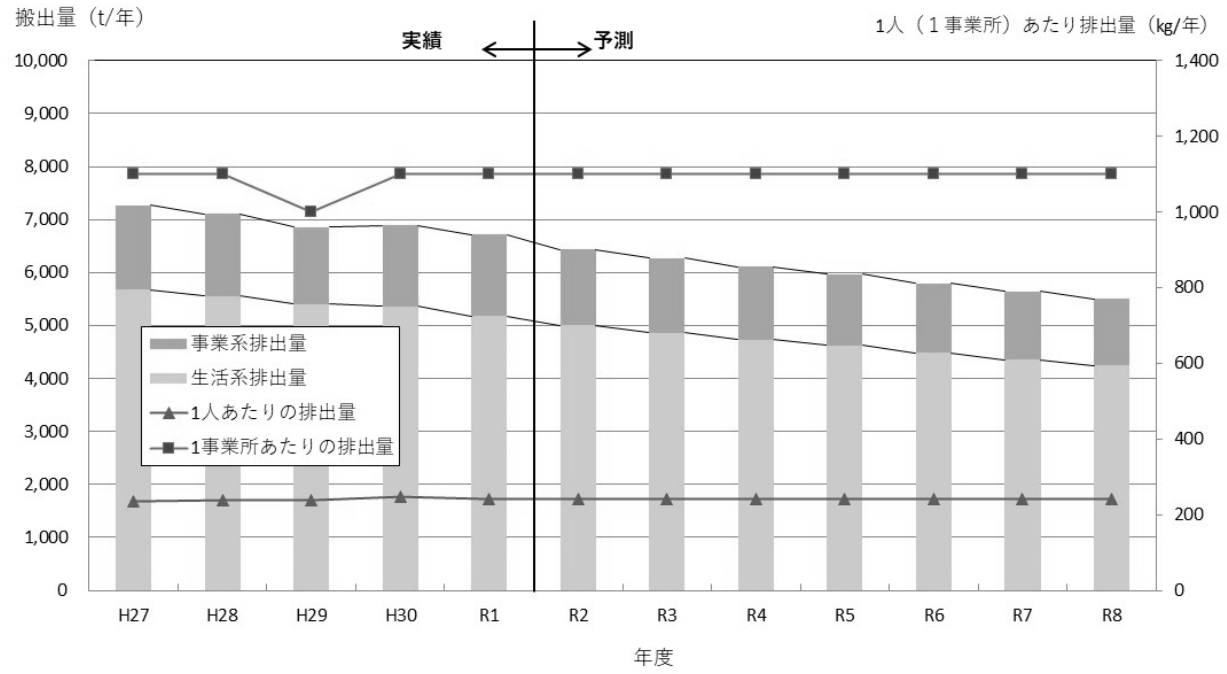

■ごみ総排出量（集団回収を除く）の推移（熊野市）

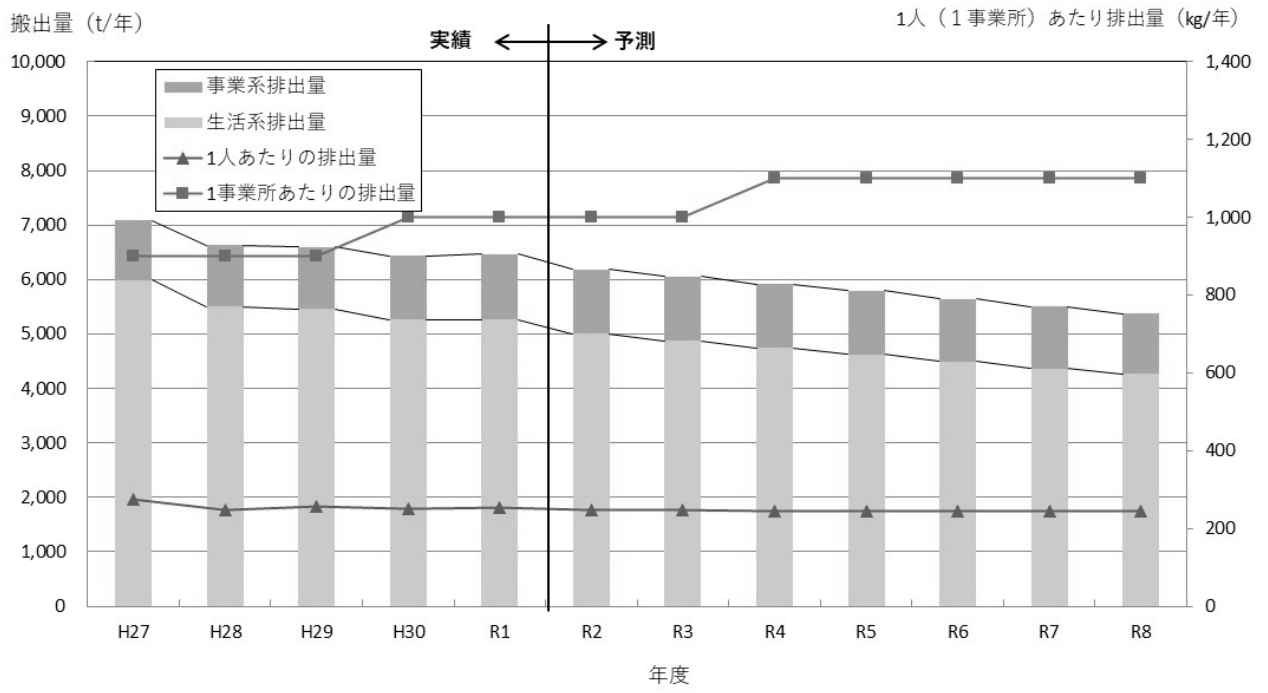

■ごみ総排出量（集団回収を除く）の推移（紀北町）

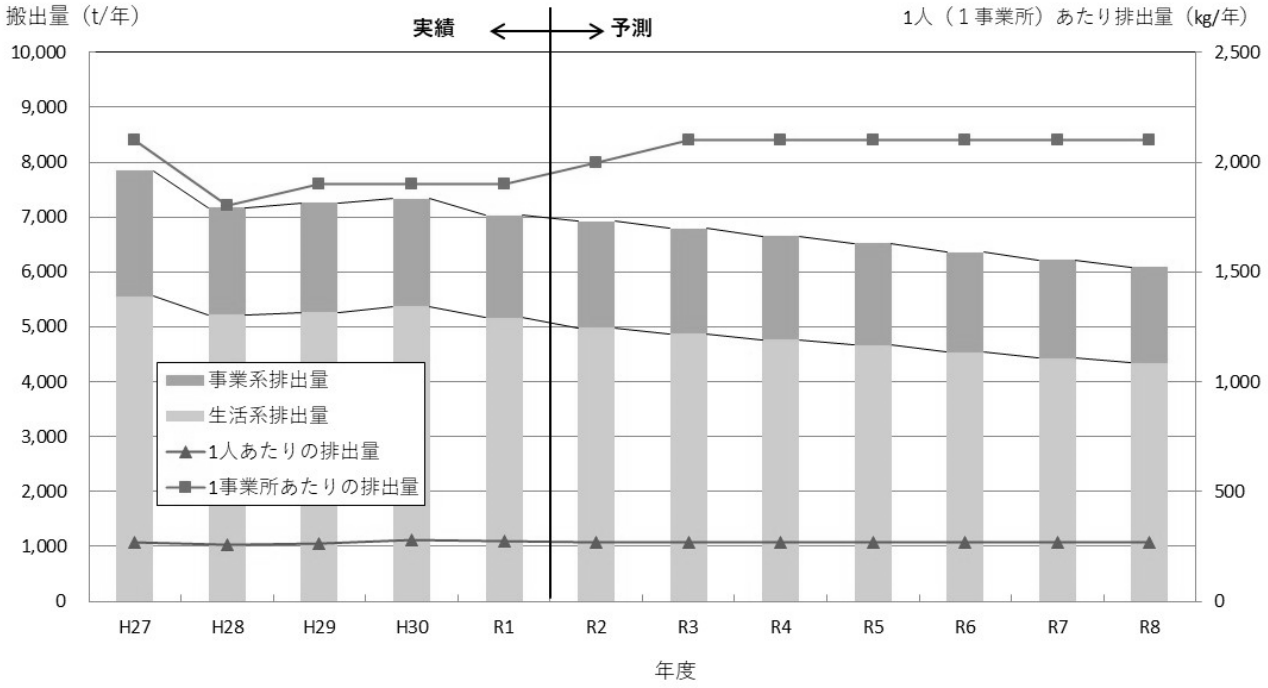

■ごみ総排出量（集団回収を除く）の推移（御浜町）

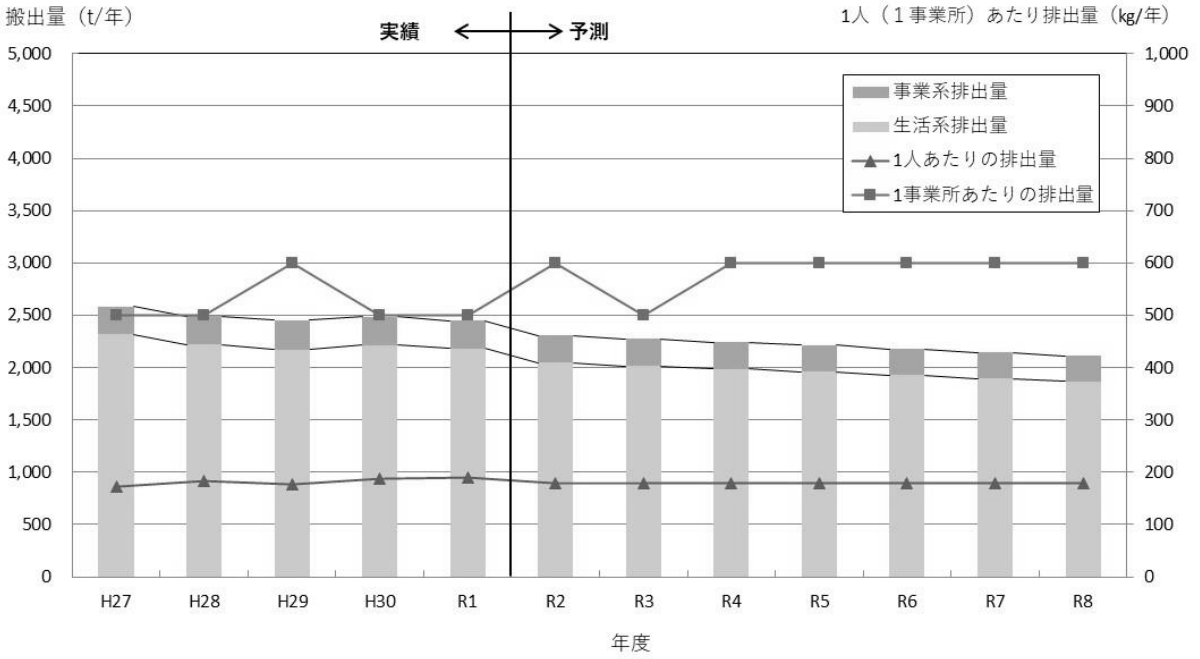

■ごみ総排出量（集団回収を除く）の推移（紀宝町）

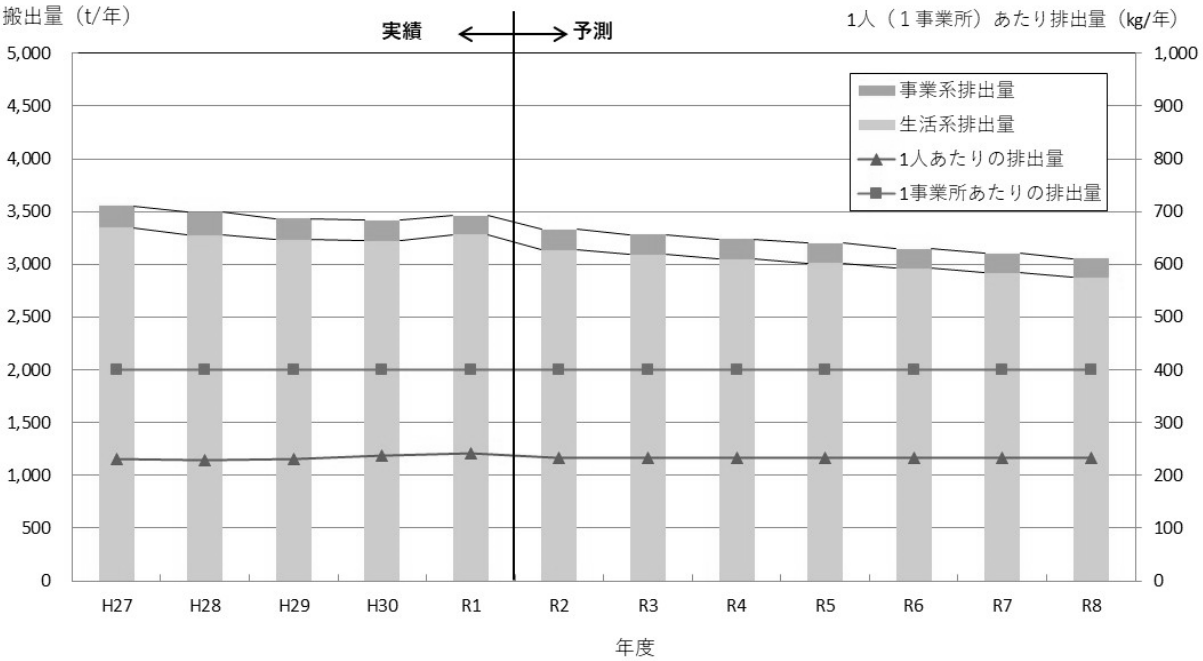

■総資源化量とリサイクル率の推移（5 市町）

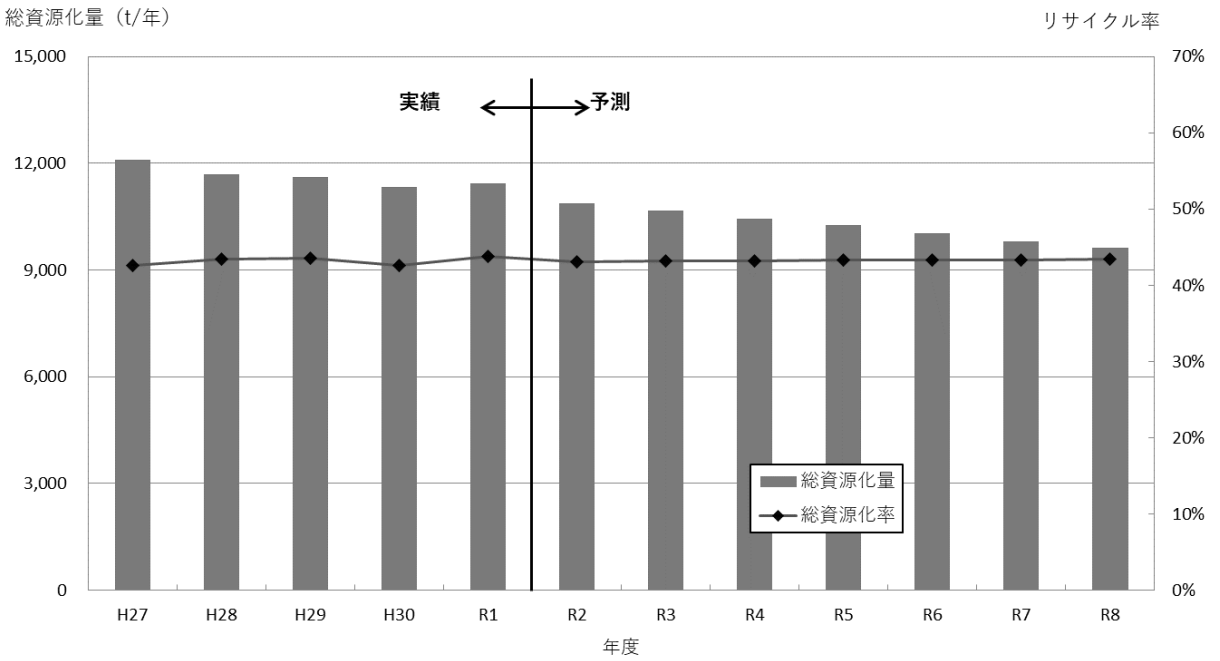

■総資源化量とリサイクル率の推移（尾鷲市）

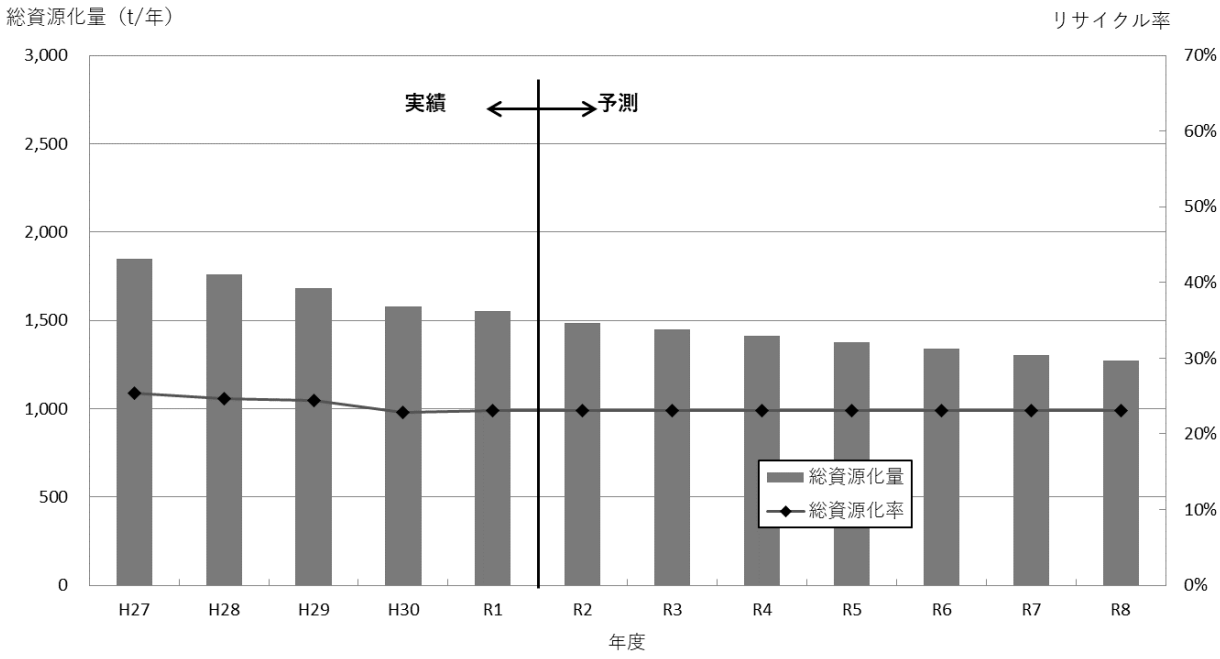

■総資源化量とリサイクル率の推移（熊野市）

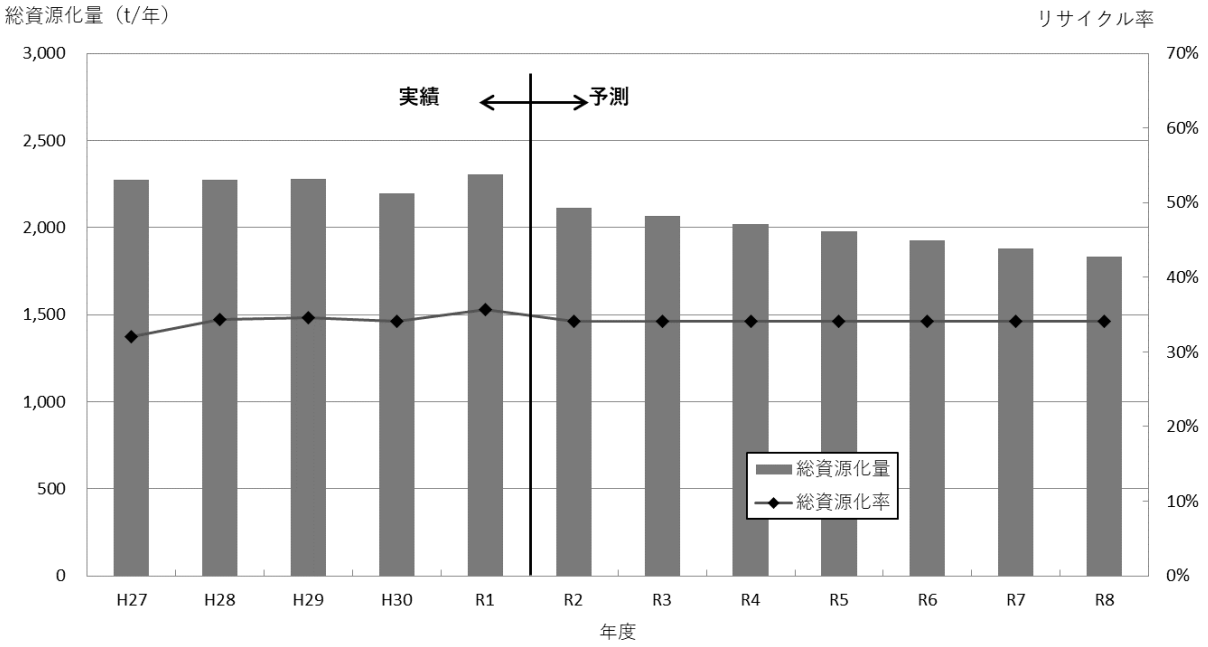

■総資源化量とリサイクル率の推移（紀北町）

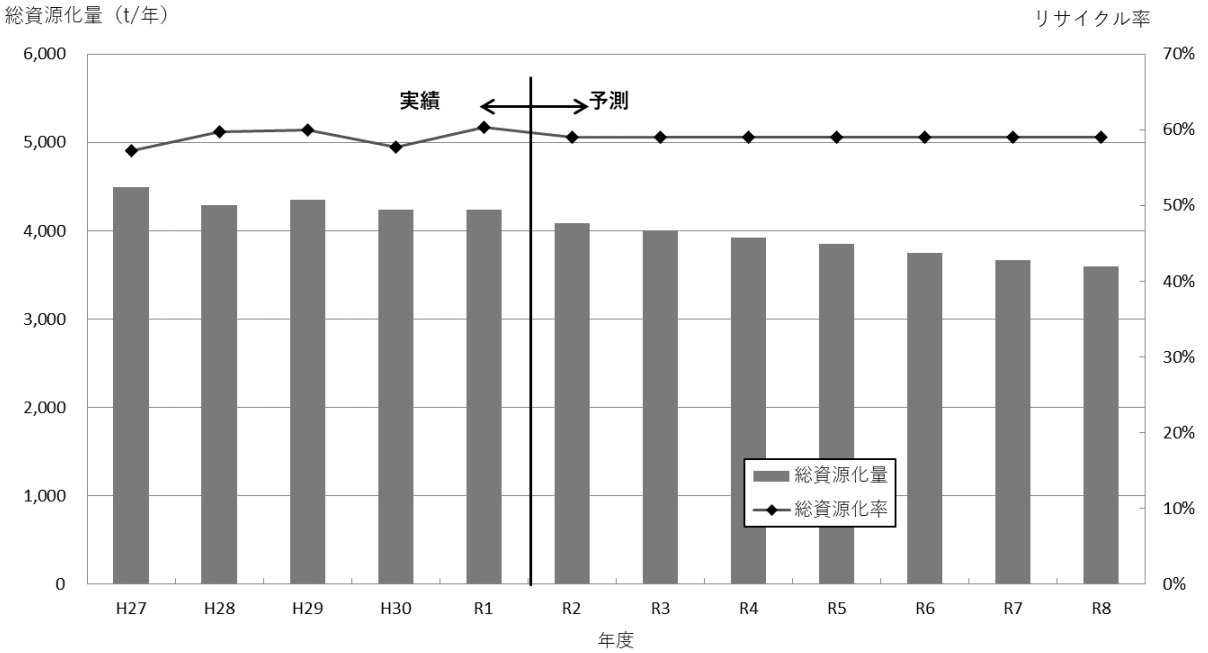

■総資源化量とリサイクル率の推移（御浜町）

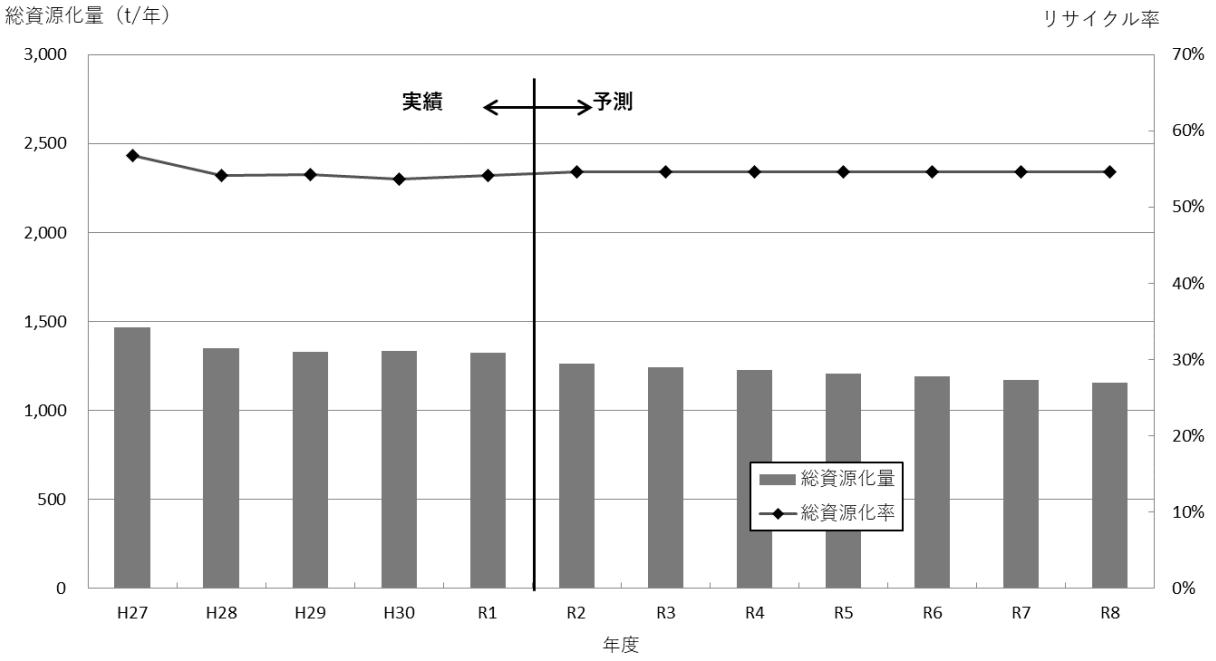

■総資源化量とリサイクル率の推移（紀宝町）

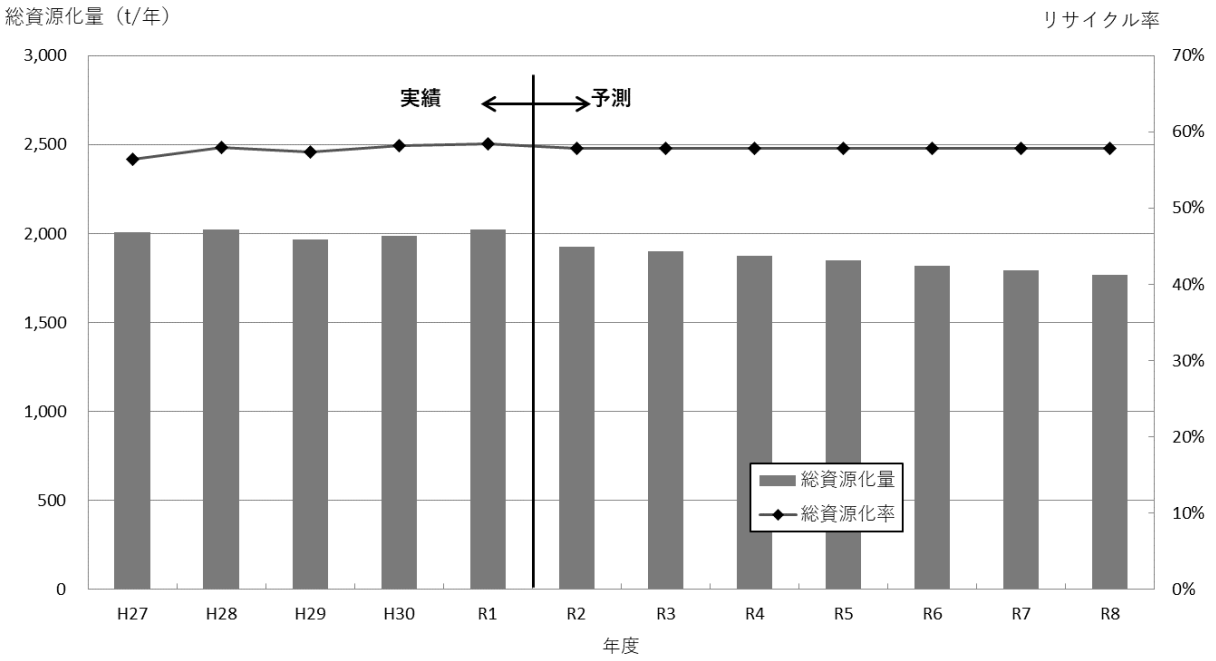

■中間処理による減量化量の推移（5 市町）

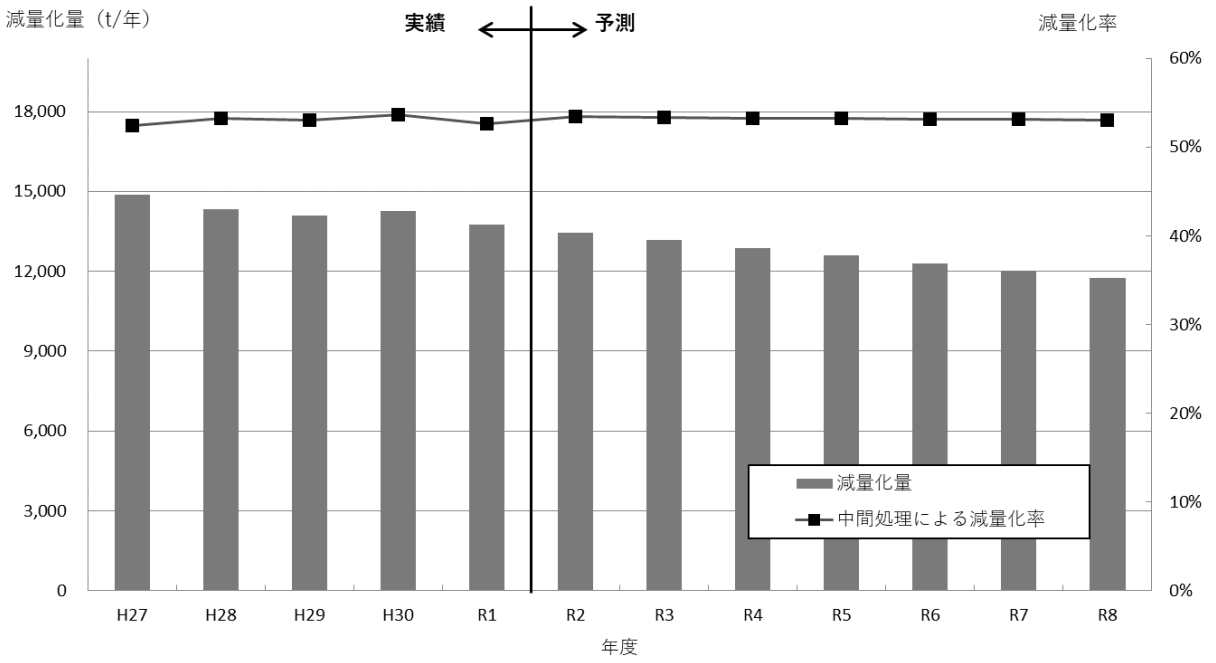

■中間処理による減量化量の推移（尾鷲市）

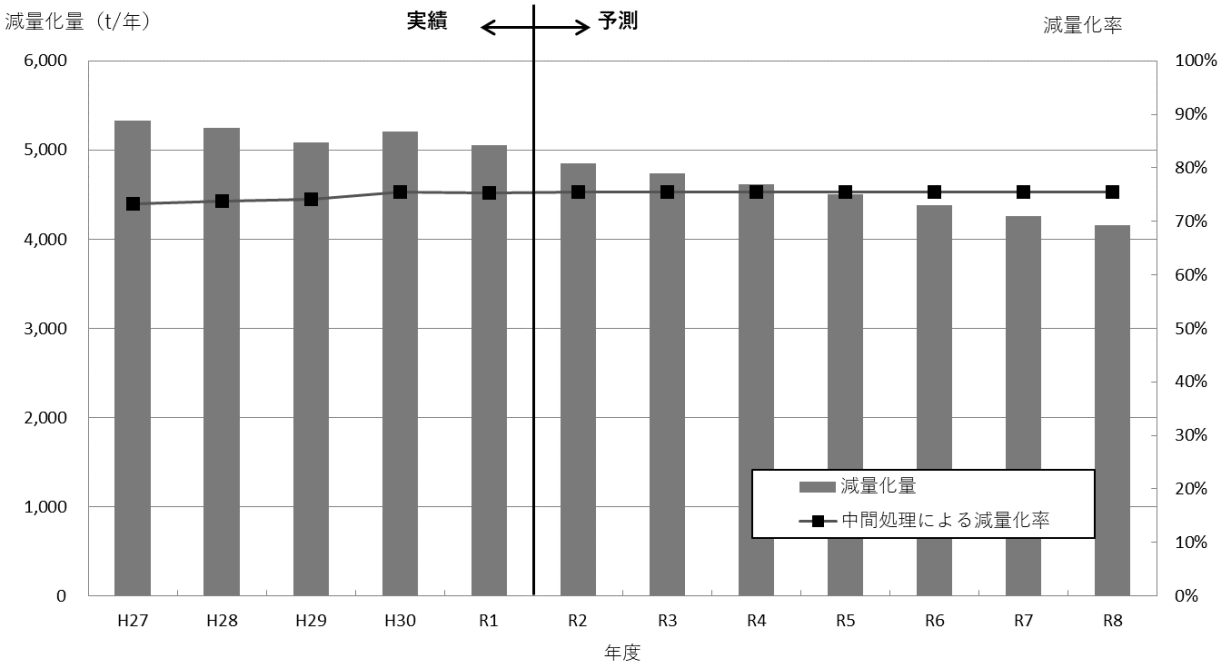

■中間処理による減量化量の推移（熊野市）

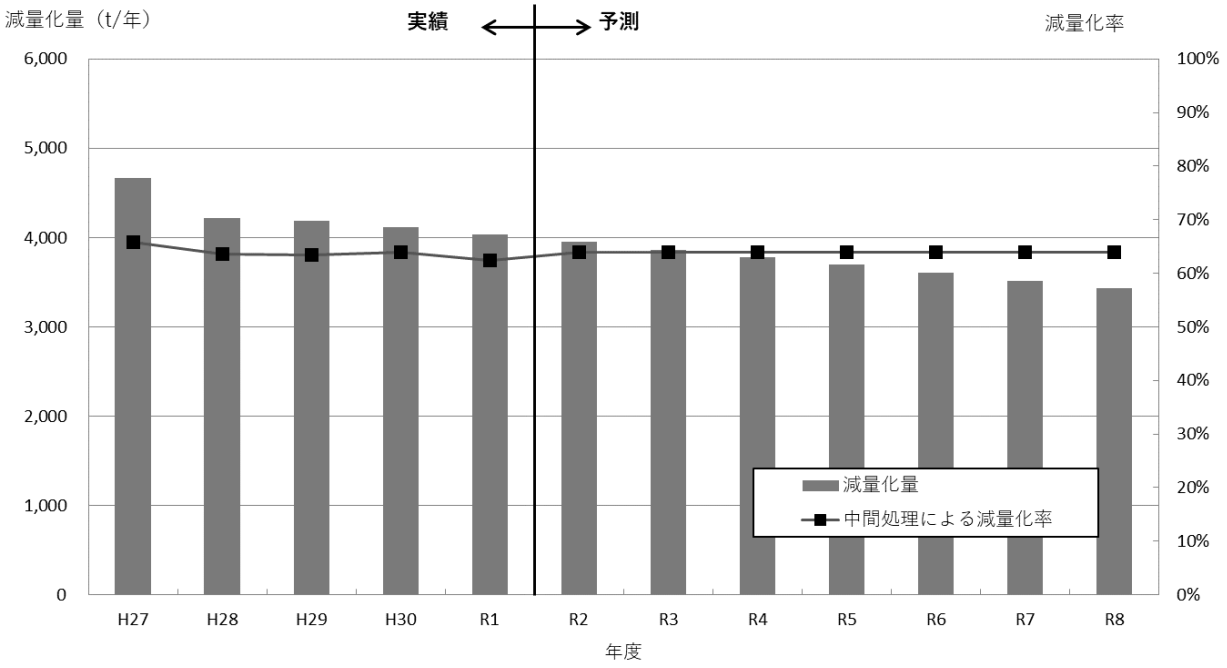

■中間処理による減量化量の推移（紀北町）

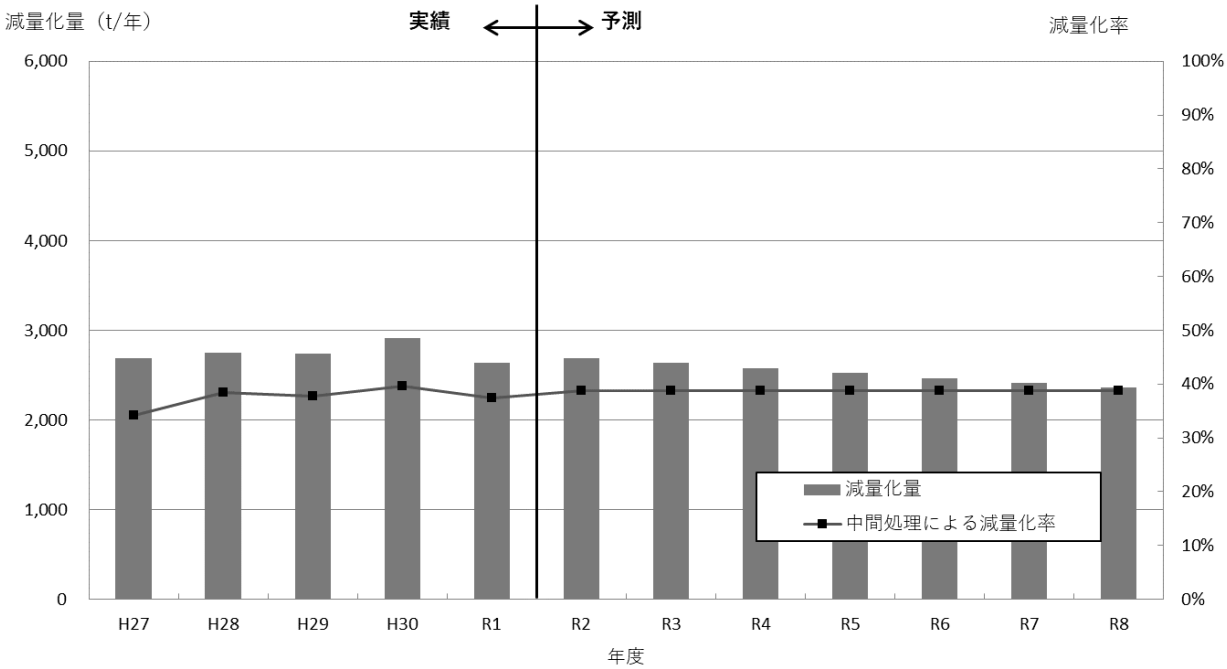

■中間処理による減量化量の推移（御浜町）

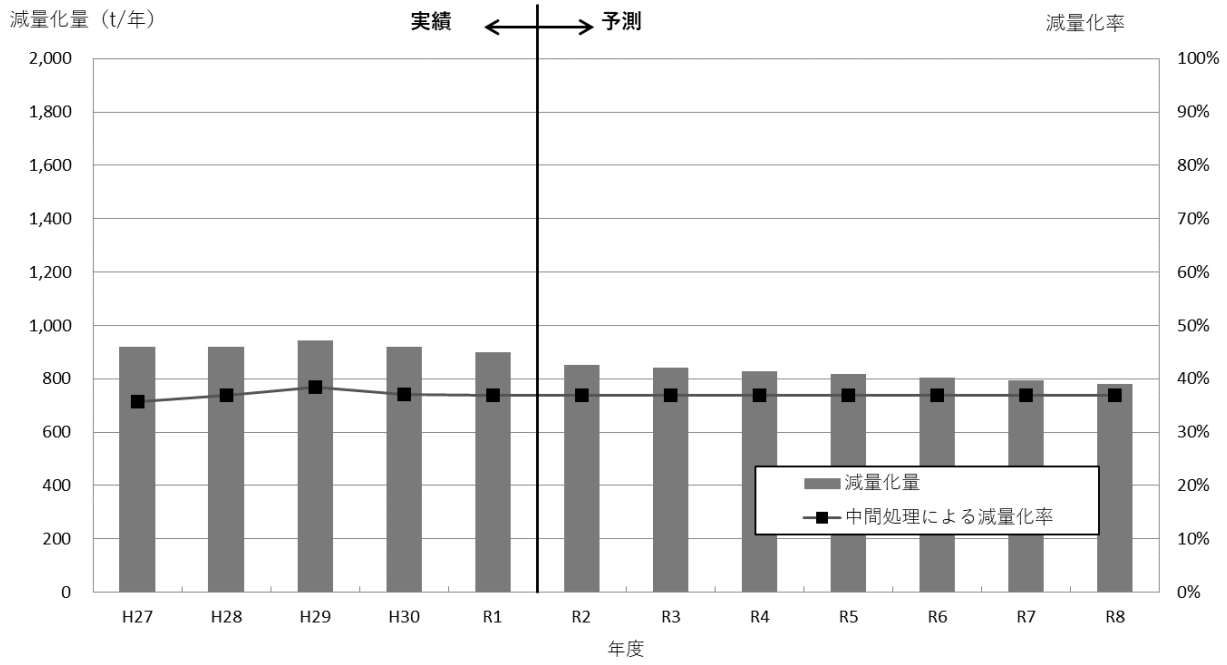

■中間処理による減量化量の推移（紀宝町）

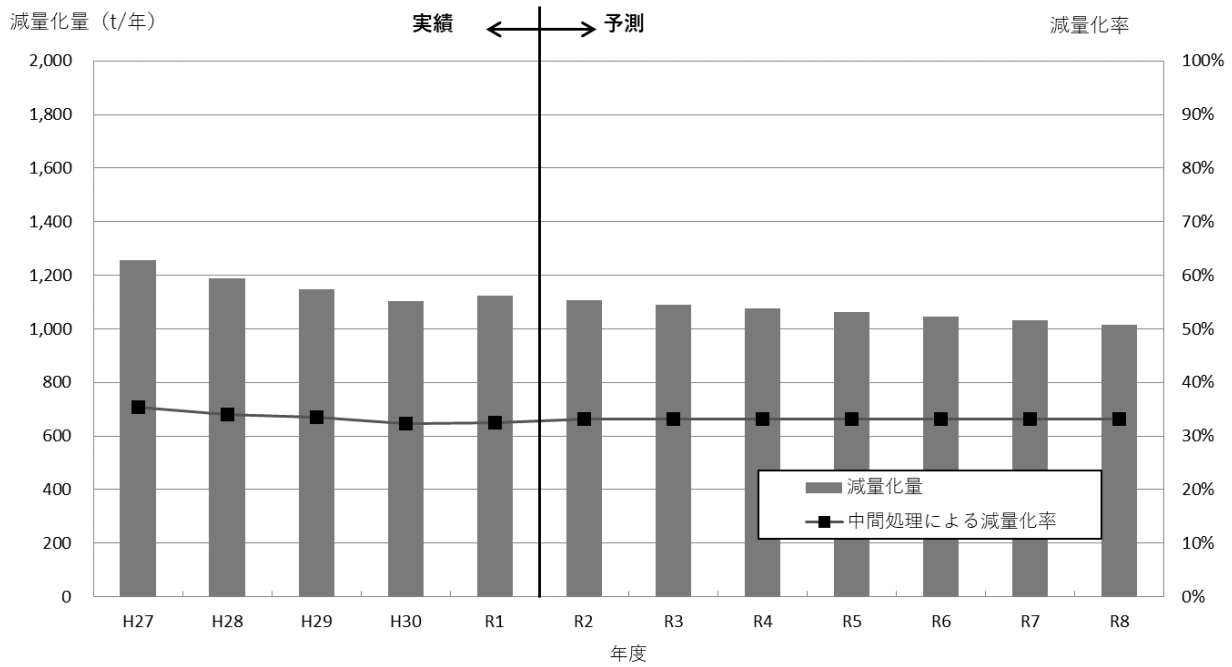

■最終処分量と最終処分率の推移（5 市町）

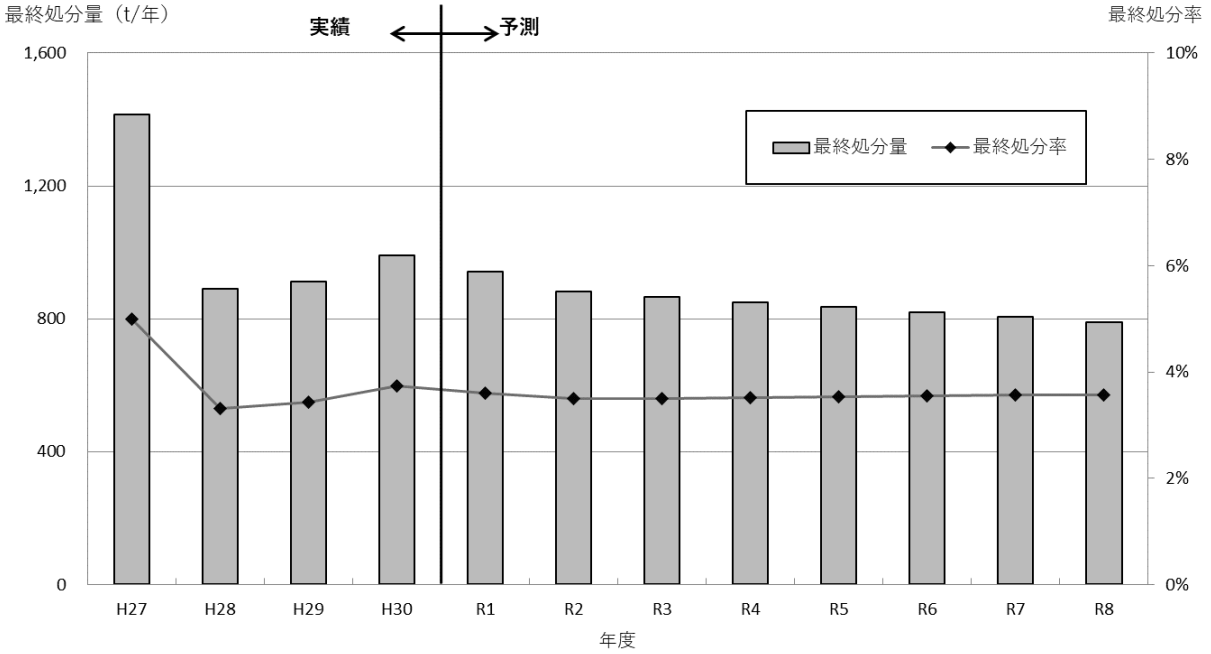

■最終処分量と最終処分率の推移（尾鷲市）

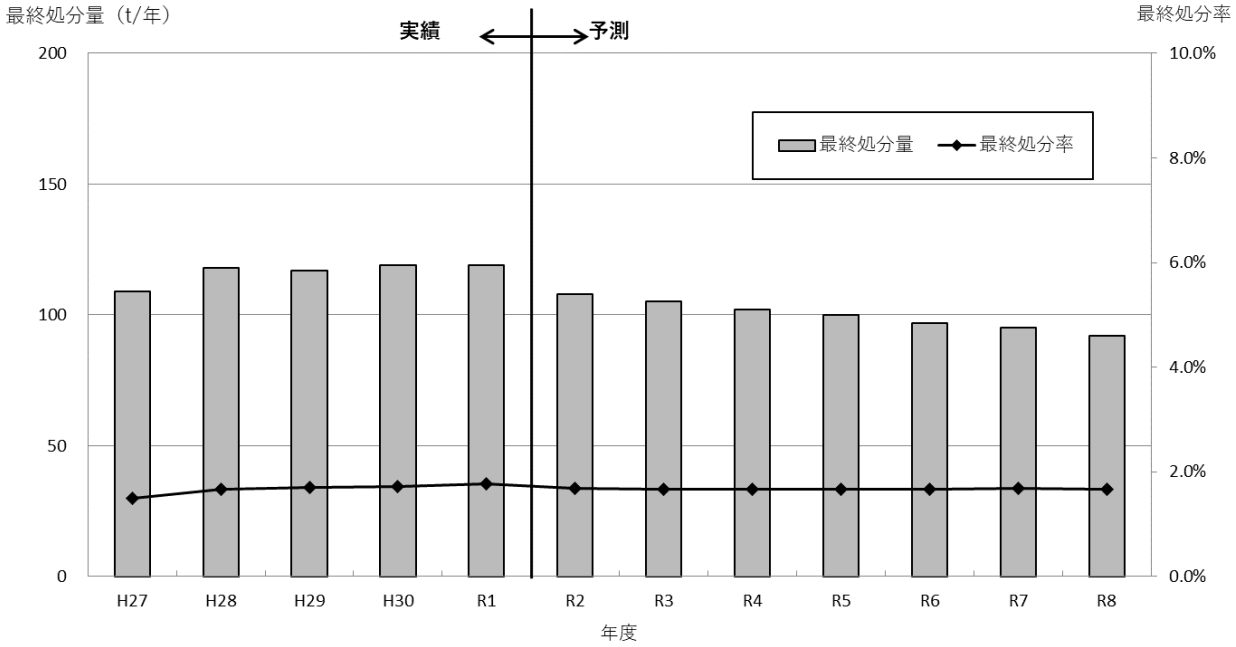

■最終処分量と最終処分率の推移（熊野市）

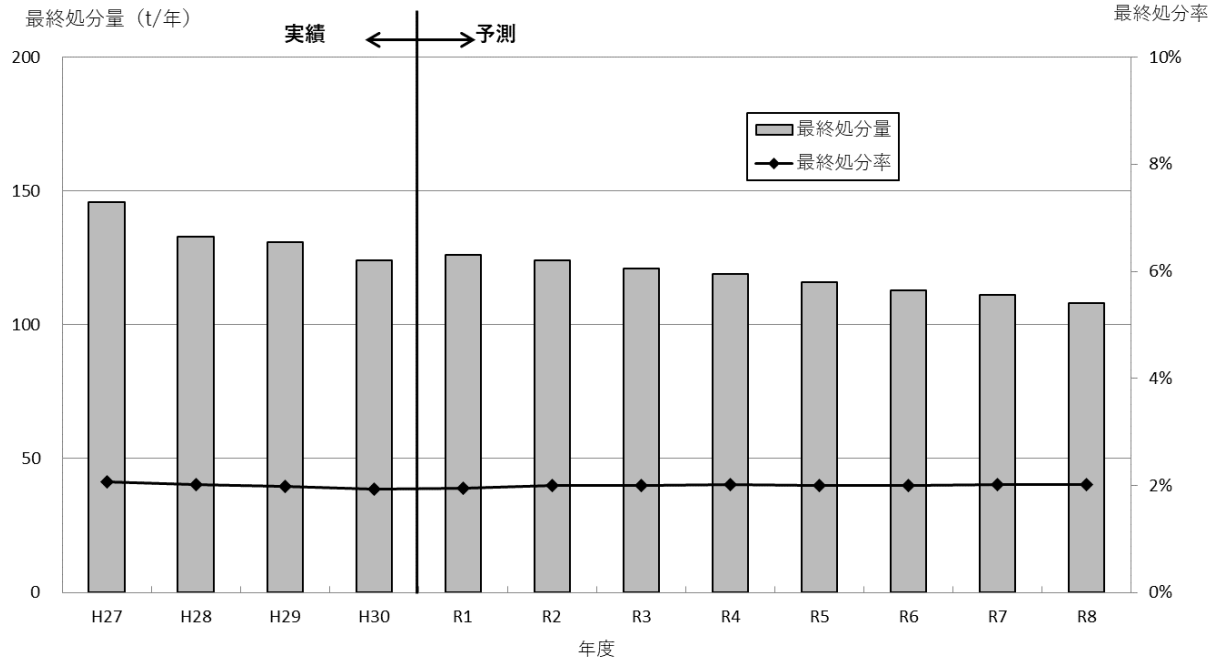

■最終処分量と最終処分率の推移（紀北町）

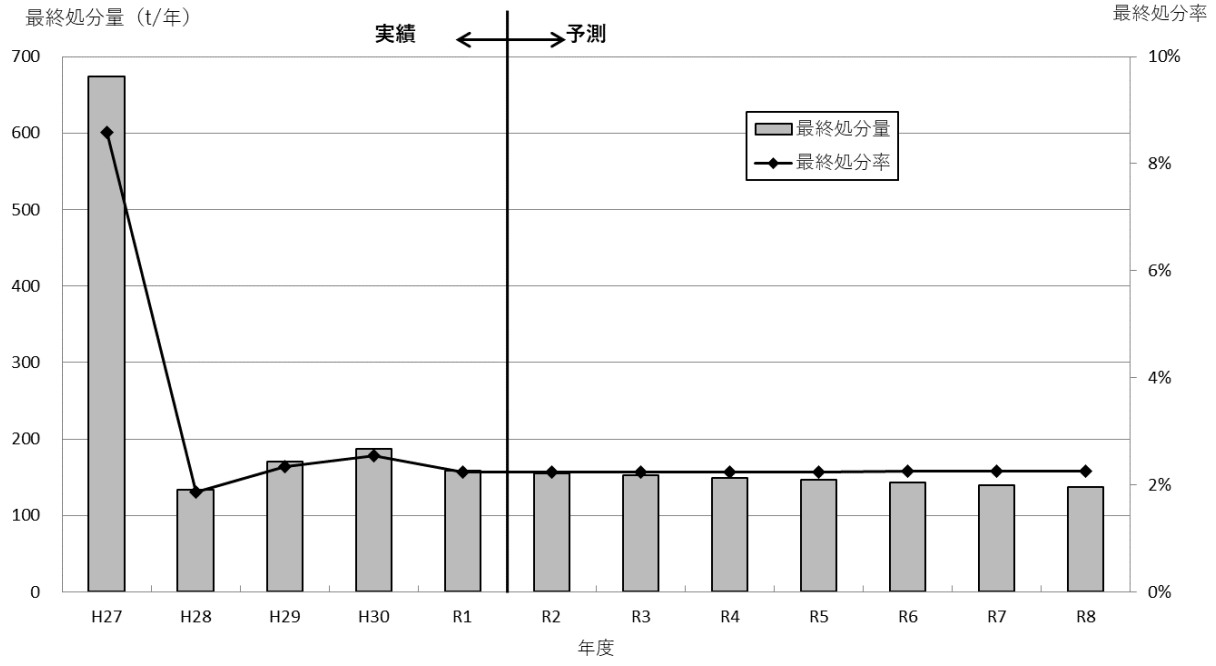

■最終処分量と最終処分率の推移（御浜町）

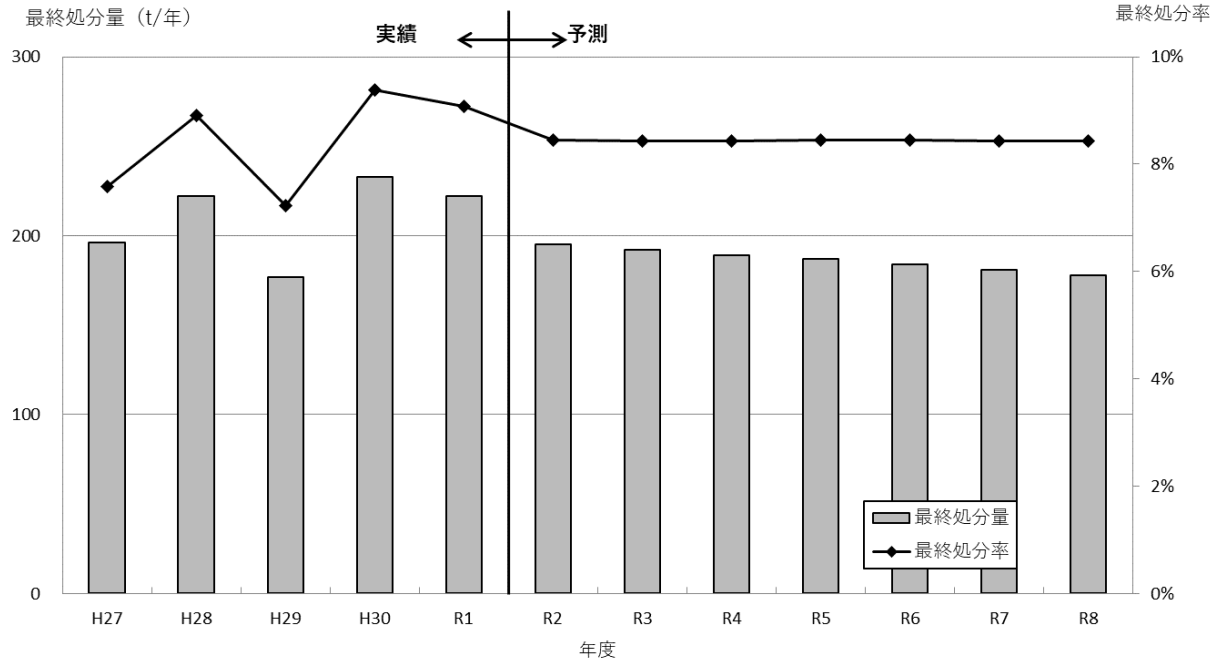

■最終処分量と最終処分率の推移（紀宝町）

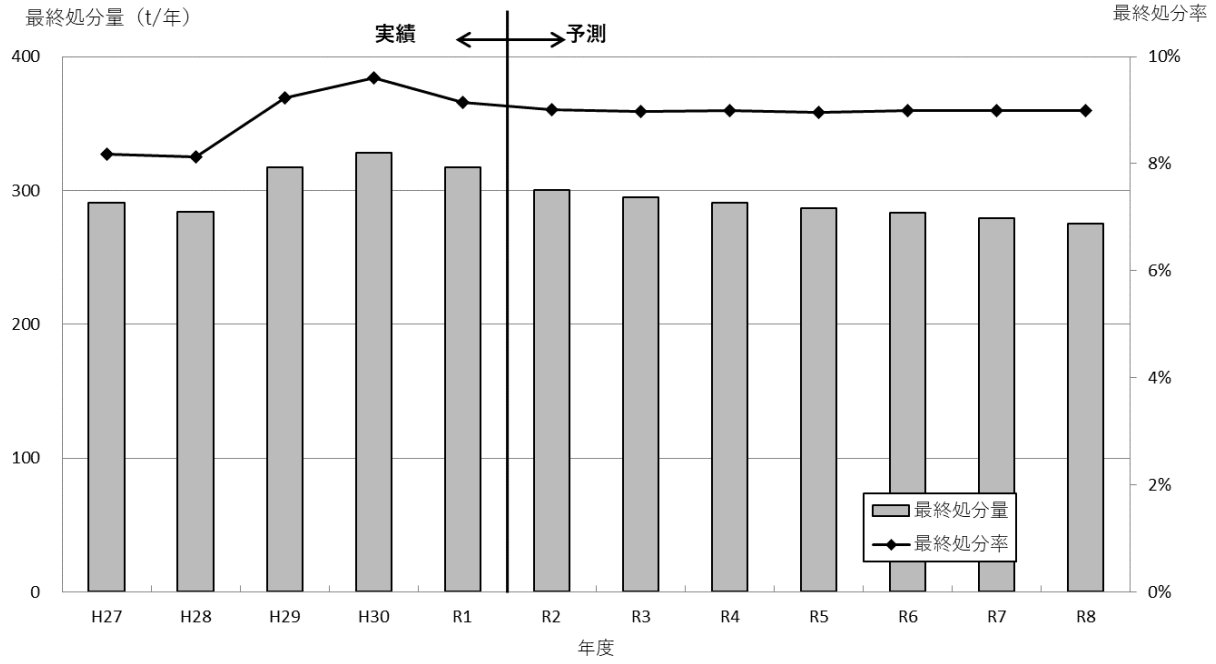

■生活排水処理人口の推移（5 市町）

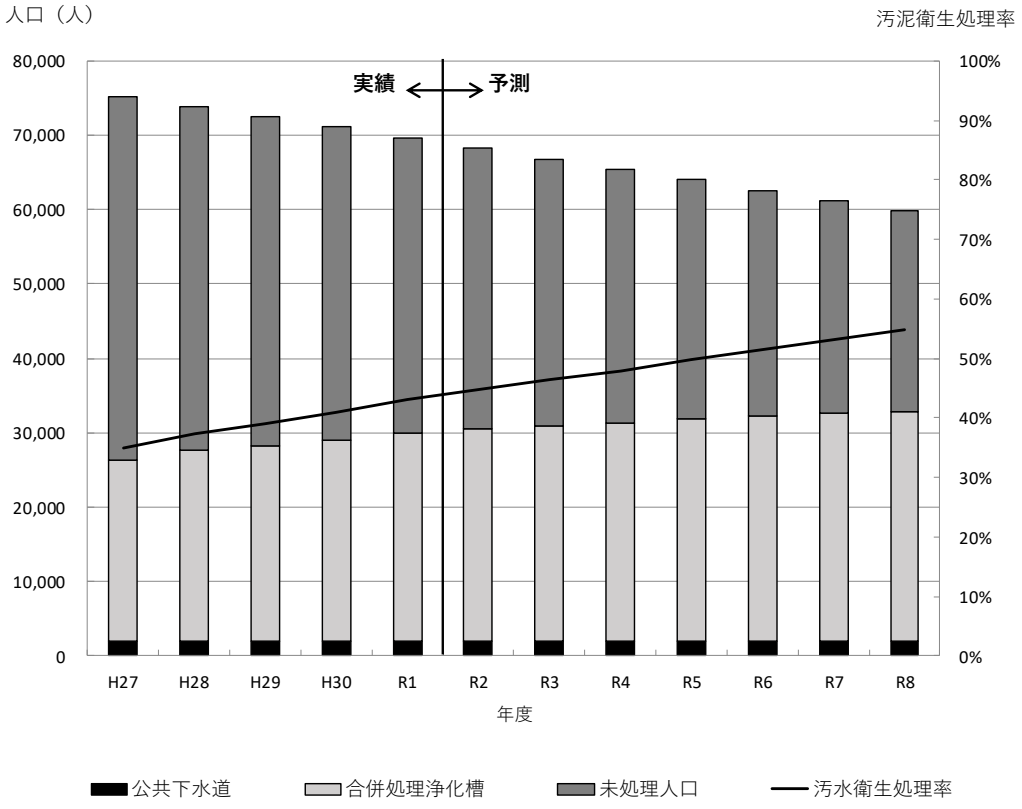

■生活排水処理人口の推移（尾鷲市）

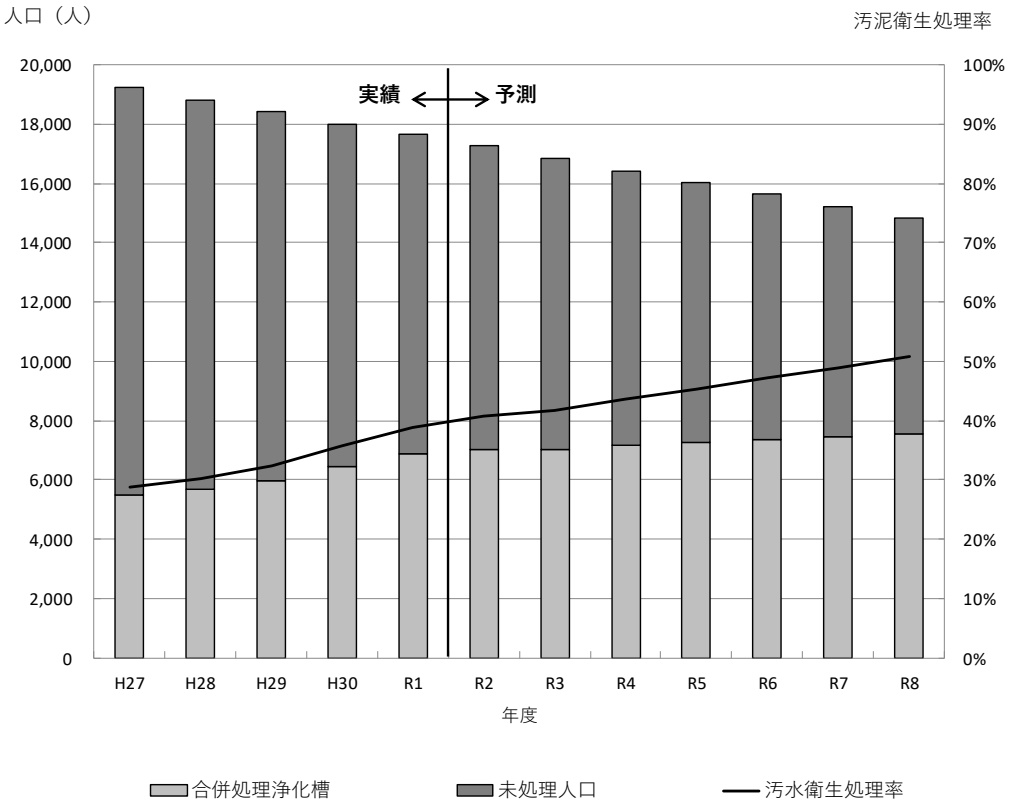

■生活排水処理人口の推移（熊野市）

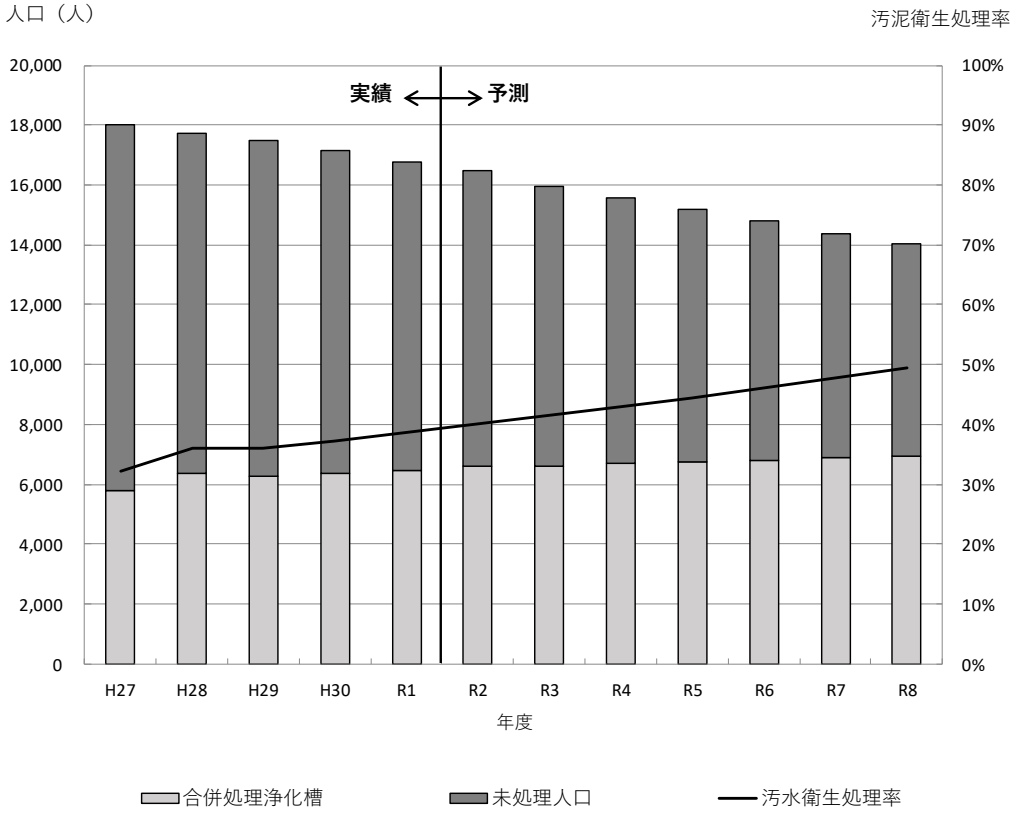

■生活排水処理人口の推移（紀北町）

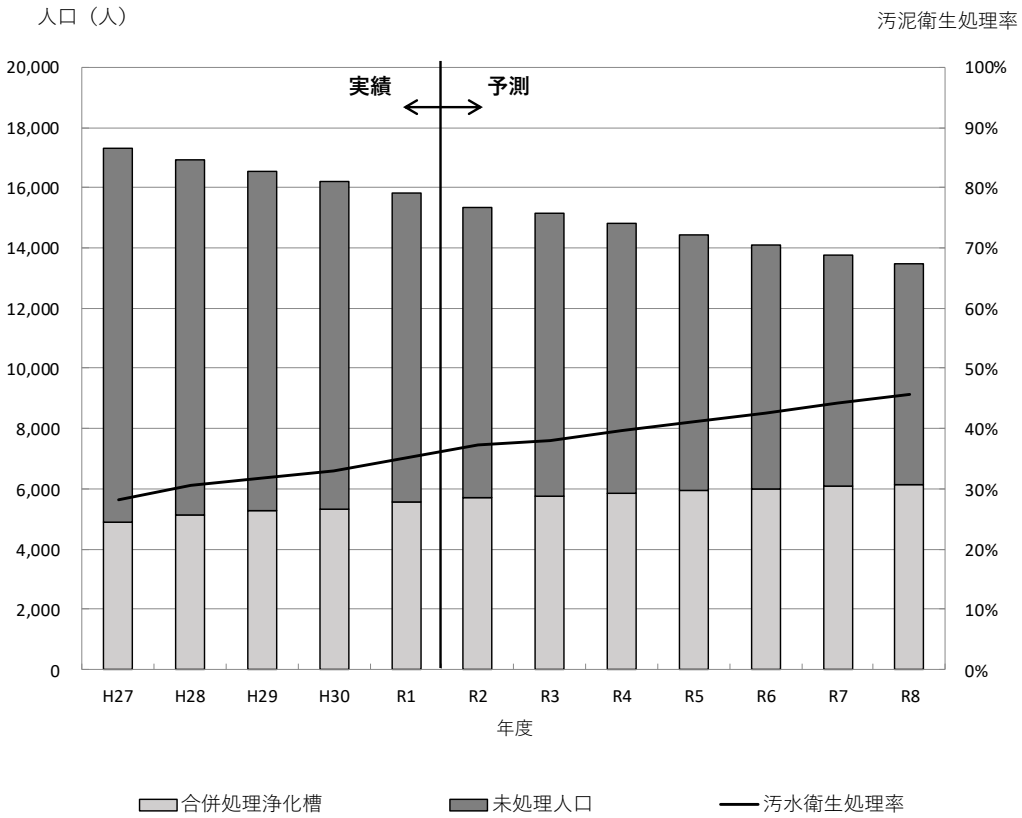

■生活排水処理人口の推移（御浜町）

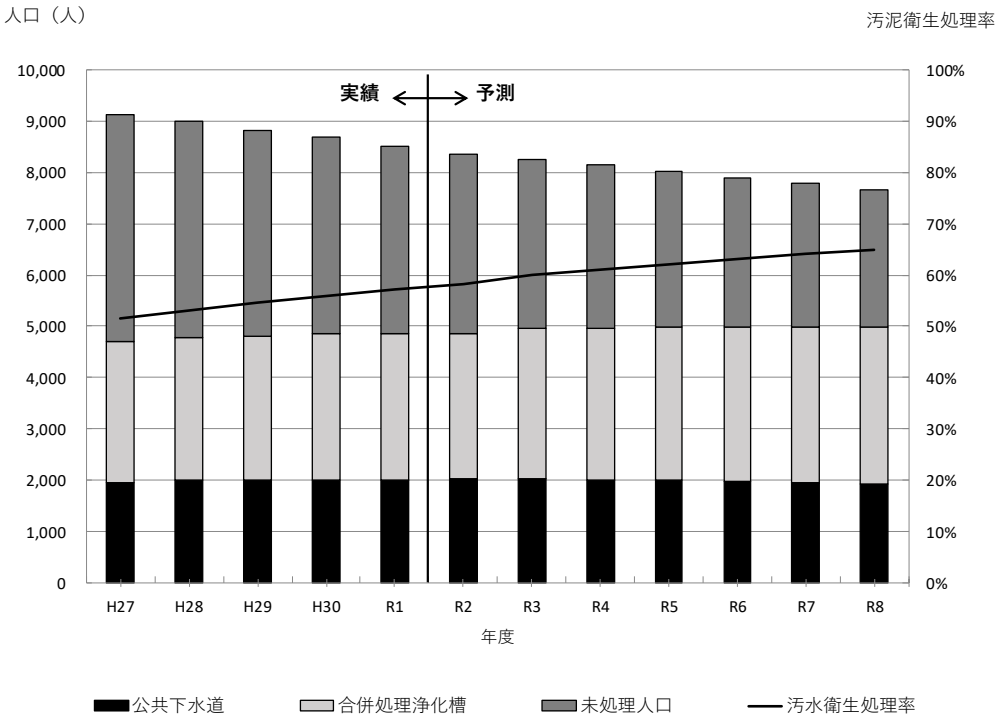

■生活排水処理人口の推移（紀宝町）

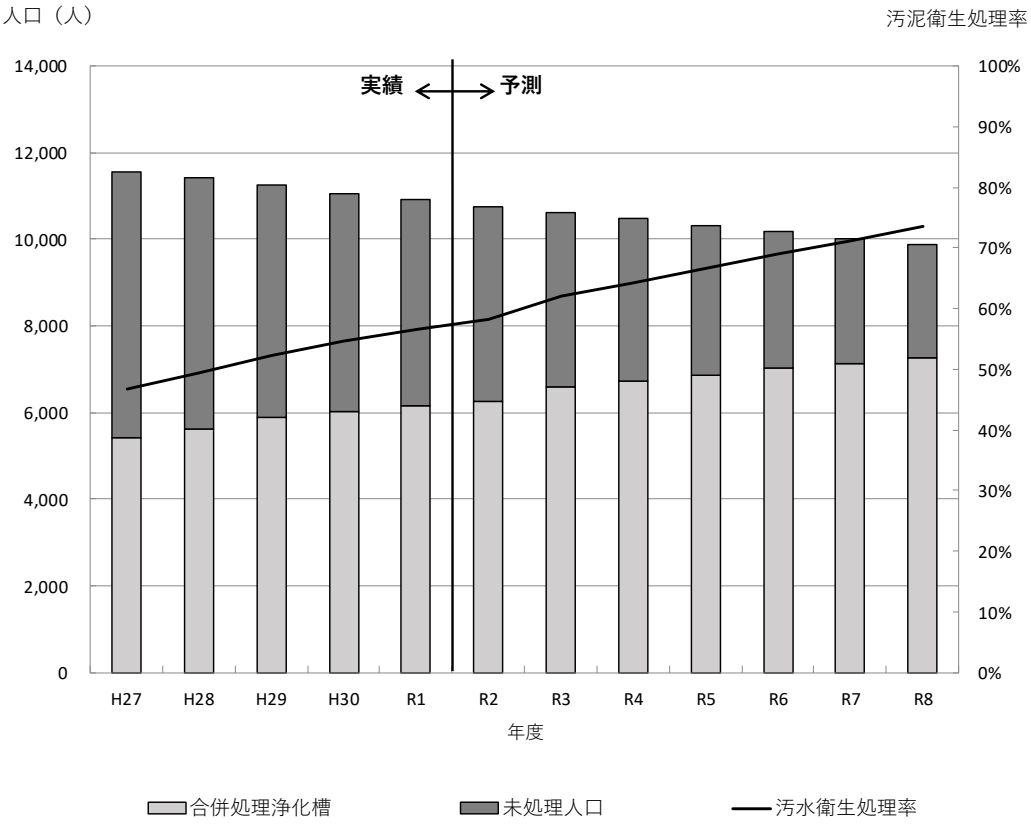

添付資料３　分別区分説明資料

（1）尾鷲市

一般廃棄物の種類			収集方式	収集頻度	収集主体
可燃ごみ	生ごみ等の可燃ごみ（木製及びプラスチック製等のごみも含む）		ステーション戸別収集	週２回	委託
不燃ごみ	ガラス類、陶磁器類		分別ステーション	月１回	委託
資源ごみ	紙類	新聞紙、段ボール、その他紙	分別ステーション	月１回	委託
	ビン類	無色、茶色、その他ビン	分別ステーション	月１回	委託
	缶類	飲料缶、空き缶	分別ステーション	月１回	委託
	金属類	金属（鉄）及びその他金属（アルミ等）	分別ステーション	月１回	委託
	廃家電製品等	複合製品も含む（平成 26 年度よりパソコンも可）	分別ステーション	月１回	委託
	繊維類（衣類）	衣類等	分別ステーション	月１回	委託
	発砲スチロール		分別ステーション	月１回	委託
	資源プラスチック類	軟質系プラスチック類	分別ステーション	週１回	委託
	紙パック	牛乳パック等	回収拠点収集	随時	委託
	ペットボトル		回収拠点収集	随時	委託
	白色トレー		回収拠点収集	随時	委託
乾電池、蛍光管等			回収拠点収集	随時	委託
水銀体温計			直接持込	随時	―

（2）熊野市：旧熊野市地域

一般廃棄物の種類		収集方式	収集頻度	収集主体
可燃ごみ	燃やせるごみ	ステーション	週２回	市街地、海岸部：直営 山間部：委託
資源ごみ	紙類・布類、缶・ビン・ペットボトル、トレー類、資源プラスチック	ステーション	月２回	
不燃ごみ	埋められないごみ	ステーション	月１回	
	埋めてもよいごみ	ステーション	２月１回	
	有害・危険ごみ	ステーション	２月１回	
廃食用油		ステーション 回収拠点収集	２月１回	直営
粗大ごみ		直接持込 戸別収集	随時	直営

熊野市：旧紀和町地域

一般廃棄物の種類		収集方式	収集頻度	収集主体
可燃ごみ	燃やせるごみ（燃料ごみ）	ステーション	週１回 （入鹿地区： ２回/週）	直営
資源ごみ	紙類、布団・布類、トレー類、缶類・ビン類・ペットボトル、資源プラスチック	ステーション	月２回	直営
不燃ごみ	燃やせないごみ（埋立ごみ）	ステーション	月１回 （入鹿地区： ２回/月）	直営
粗大ごみ		直接持込 戸別収集	随時	直営

（3）紀北町

一般廃棄物の種類		収集方式	収集頻度	収集主体
可燃ごみ		ステーション	週 2 回	委託
ガラス、陶器類		ステーション	月 1 回	委託
金属類		ステーション	月 1 回	委託
古紙（紀伊長島地区のみ）		ステーション	月 2 回	委託
あきビン	茶色のビン、無色のビン、その他	資源ごみステーション	週 1～2 回	直営
あき缶	アルミ缶、スチール缶	資源ごみステーション	週 1～2 回	直営
古紙	紙パック、段ボール、新聞、雑誌類、雑がみ（紙製容器包装等）	資源ごみステーション	月 4 回	直営
ペットボトル		資源ごみステーション	週 1～2 回	直営
発泡スチロール・トレー		資源ごみステーション	週 1～2 回	直営
電池		資源ごみステーション	週 1～2 回	直営
廃食油		資源ごみステーション	週 1～2 回	直営
古着（海山地区のみ）		資源ごみステーション	週 1～2 回	直営
蛍光灯（海山地区のみ）		資源ごみステーション	週 1～2 回	直営
小形金属類（紀伊長島地区のみ）		資源ごみステーション	週 1～2 回	直営

※一部の資源ごみステーションには古紙回収庫の未整備箇所がある。

（4）御浜町

一般廃棄物の種類			収集方式	収集頻度	収集主体
燃料ごみ	生ごみ等の可燃ごみ		ステーション	週 2 回	直営
資源プラスチック	レジ袋、食品ポリ袋、プラスチック容器		ステーション	月 3～4 回	直営
庭の草・小枝	家庭で出た庭木の小枝、庭の草		ステーション	月 1 回	直営
資源ごみ	紙類	新聞紙、チラシ、ダンボール等、牛乳パック、雑誌・その他紙	ステーション	月 1～2 回	直営
	布類	布類	ステーション	月 1～2 回	直営
	金 物類	アルミ缶、スチール缶、鉄類等	ステーション	月 1 回	直営
	ビ ン類	生きビン、ワンウェイビン	ステーション	月 1 回	直営
粗大ごみ	45 リットルごみ袋に入らない、家庭で出た大型ごみ		直接持込 戸別回収	月 1 回	直営
高品位小型家電	希少金属を含む、小型家電（パソコン機器・携帯電話・デジタルカメラ等）		随時	年 1 回	委託
出してはダメなごみ	危険物等		随時	―	委託

（5）紀宝町

一般廃棄物の種類		収集方式	収集頻度	収集主体
燃料ごみ	ＲＤＦ化し、燃料として使用できるごみ	ステーション	週４回	直営
粗大ごみ	再利用や資源化ができない粗大ごみ	戸別収集 直接持込	年２回 週３回	直営 ―
資源にならないごみ	有害性、危険性がなくＲＤＦ化や資源化できないごみ	ステーション	月２回	直営
資源ごみ	新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、牛乳パック、ペットボトル、発泡スチロール、トレー、布類等	ステーション 直接持込	月２回 週３回	直営
ビン	生きビン、ワンウェイビン	ステーション	月２回	直営
資源金物	アルミ缶、スチール缶、その他鉄製品、家電製品	ステーション	月２回	直営
生ごみ （一部地域）		ステーション	週２回	委託
草木類		ステーション	週２回	直営

添付資料４　現有施設の概要

施設種類	施設名称	実施主体	施設の種類	処理対象廃棄物	処理能力	所在地	開始年月
焼却施設	尾鷲市清掃工場	尾鷲市	焼却（バッチ）	可燃ごみ、粗大ごみ	45ｔ/日	尾鷲市大字南浦字中村 3287-7	H3.3
	熊野市クリーンセンター	熊野市	焼却（バッチ）	可燃ごみ、粗大ごみ	30ｔ/日	熊野市有馬町 5233	H7.4
ごみ燃料化施設	紀北町紀伊長島リサイクルセンター	紀北町	固形燃料化	可燃ごみ	21t/日	北牟婁郡紀北町長島 1818-2	H15.4
	紀北町海山リサイクルセンター	紀北町	固形燃料化	可燃ごみ	20t/日	北牟婁郡紀北町船津 2589	H11.4
	紀南清掃センター（ＲＤＦ化施設）	南牟婁清掃施設組合	固形燃料化（R3 年度より中継施設化）	可燃ごみ	23t/日	南牟婁郡御浜町大字阿田和 2053	H14.9
リサイクルセンター	紀和リサイクルセンター	熊野市	選別	粗大ごみ、紙類、ビン、缶、ペットボトル、トレー類、布類	なし（手選別のみ）	熊野市紀和町板屋 134	H14.4
	紀北町紀伊長島リサイクルセンター	紀北町	選別・圧縮	ビン、缶、ペットボトル、トレー類、布類	3.2t/日	北牟婁郡紀北町長島 1818-2	H15.4
	紀北町海山リサイクルセンター	紀北町	選別・圧縮	紙類、ペットボトル、トレー類、廃色油、布類、蛍光灯	2.2t/日	北牟婁郡紀北町船津 2589	H11.4
	御浜町リサイクルセンター	御浜町	選別	紙類、金属類、ビン、ペットボトル、トレー、布類	2t/日	南牟婁郡御浜町大字志原 242-3	H7.4
	紀宝町リサイクルセンター No.1	紀宝町	選別	粗大ごみ、紙類、金属類、ペットボトル、プラスチック、布類	2t/日	南牟婁郡紀宝町井内 409-10	H12.4
	紀宝町リサイクルセンター No.2	紀宝町	選別	粗大ごみ、紙類、金属類、ペットボトル、プラスチック、布類	4t/日	南牟婁郡紀宝町井内 409-23	H20.4

施設種類	施設名称	実施主体	施設の種類	処理対象廃棄物	処理能力	所在地	開始年月
保管施設	尾鷲市清掃工場	尾鷲市	一次保管	紙類、金属類、ガラス類、布類	160 ㎡	尾鷲市大字南浦字中村 3287-7	H12.4
	熊野市資源化ストックヤード	熊野市	一次保管	粗大ごみ、紙類、ビン、缶、ペットボトル、トレー類、布類、その他資源	415 ㎡	熊野市有馬町 4520-313	H16.4
	紀北町環境衛生センター	紀北町	一次保管	紙類、金属類、不燃性粗大ごみ、廃色油	199 ㎡	北牟婁郡紀北町長島 1818-2	H26.4
	紀北町海山不燃物処理場	紀北町	資源化処理(圧縮)	ビン、缶、金属類、不燃性粗大ごみ	60 ㎡(屋外)	北牟婁郡紀北町船津 349-1	S56.3
	鵜殿リサイクルセンター	紀宝町	一次保管	新聞紙、缶類、ペットボトル、トレー・発泡スチロール、びん類、その他資源、粗大ごみ	150 ㎡	南牟婁郡紀宝町鵜殿 1097-2	H21.4
	ストックヤード	南牟婁清掃施設組合	一次保管	廃自転車	81 ㎡	南牟婁郡御浜町大字柿原 1629	H22.4
最終処分場	尾鷲市清掃工場	尾鷲市	安定型	不燃ごみ	残余容量3,182 ㎥	尾鷲市大字南浦字中村 3287-7	S51.3
	有馬不燃物処分場	熊野市	安定型	不燃ごみ	残余容量43,607 ㎥	熊野市有馬町 4520-313	S45.11
	紀北町紀伊長島不燃物処理場	紀北町	管理型	不燃ごみ	残余容量4,357 ㎥	北牟婁郡紀北町東長島 2926	S59.4
	紀北町海山不燃物処理場	紀北町	安定型	不燃ごみ	残余容量269 ㎥	北牟婁郡紀北町船津 349-1	S56.3
	一般廃棄物最終処分場	南牟婁清掃施設組合	管理型	不燃ごみ、粗大ごみ、破砕・処理残渣	残余容量31,607 ㎥	南牟婁郡御浜町大字片川 629	H3.4

施設種類	施設名称	実施主体	施設の種類	処理対象廃棄物	処理能力	所在地	開始年月
生ごみ堆肥化施設	事業系生ごみ処理施設	熊野市	堆肥化	事業系生ごみ	2t/日	熊野市有馬町 4520-313	H13.4
	生ごみ堆肥化実験場	紀宝町	堆肥化	家庭系生ごみ	0.5t/日	南牟婁郡紀宝町井田 175-3	H17.4
	生ごみ高速発酵処理機	紀宝町	堆肥化	事業系生ごみ	0.5t/日	南牟婁郡紀宝町鵜殿 2227-4	H1.4
し尿処理施設	尾鷲市クリーンセンター	尾鷲市	し尿処理	し尿、浄化槽汚泥	50kl/日	尾鷲市大字南浦字真砂福松 2562 番地の 8	H18.12
	紀和し尿処理場	熊野市	し尿処理	し尿、浄化槽汚泥	4kl/日	熊野市紀和町小川口 12	S59.4
	熊野市クリーンセンター	熊野市	し尿処理	し尿、浄化槽汚泥	40kl/日	熊野市有馬町 5233	H28.4
	紀北町クリーンセンター	紀北町	し尿処理	し尿、浄化槽汚泥	35kl/日	北牟婁郡紀北町三浦 812 番地 9	H6.4 （R2.3 改修）

添付資料５　浄化槽区域図

（１）尾鷲市

（２）熊野市

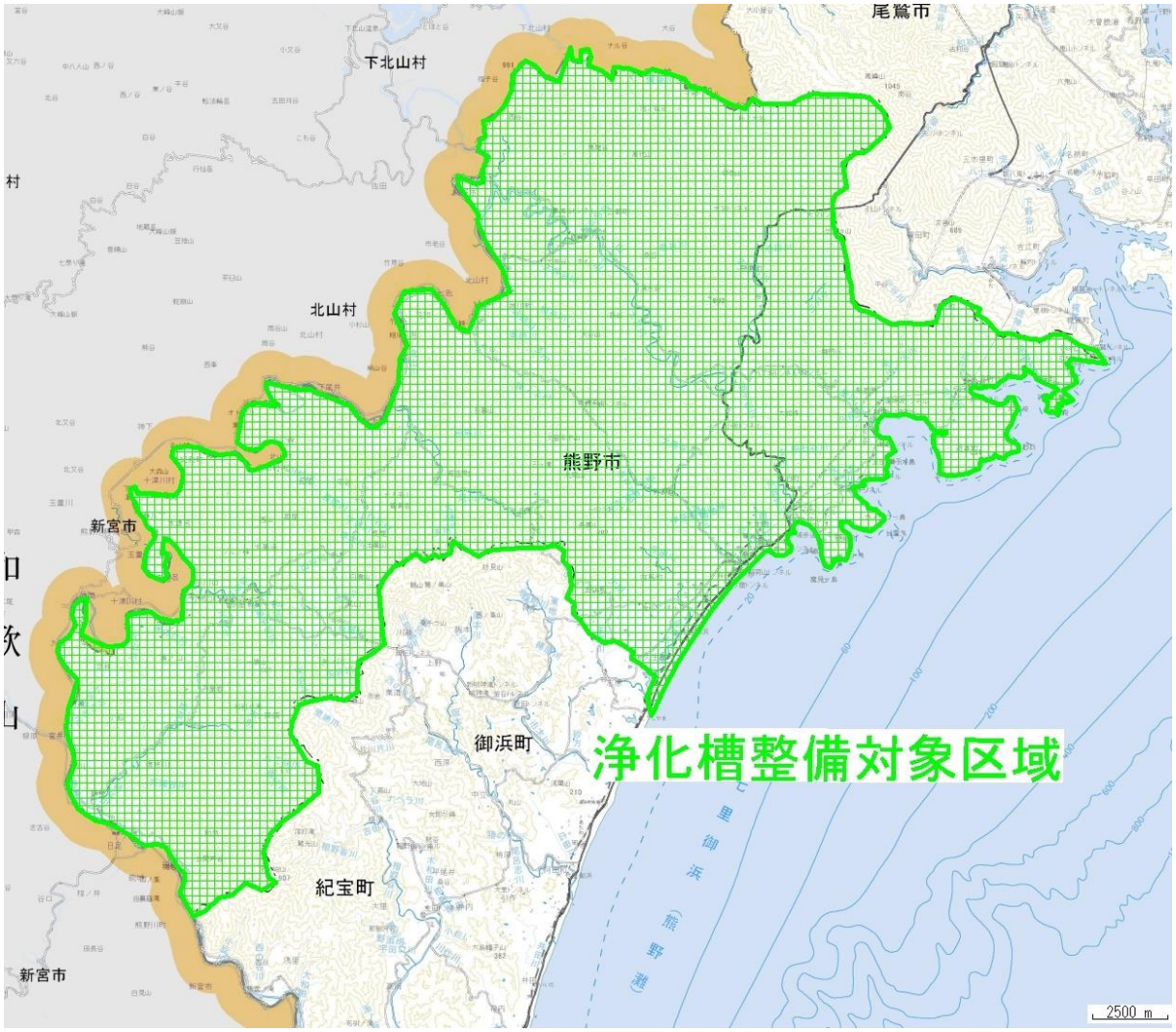

（３）紀北町

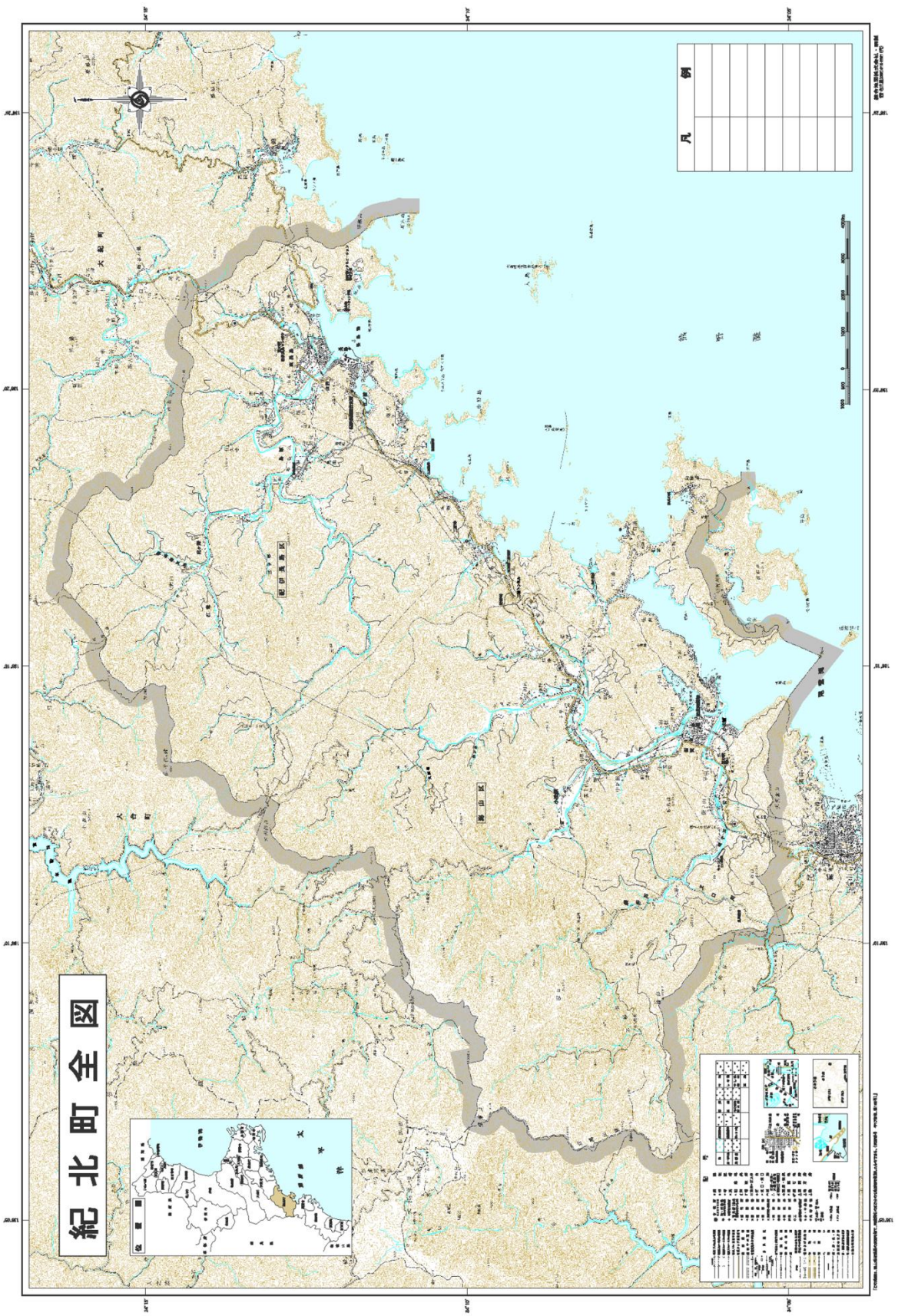

（４）御浜町

（５）紀宝町